

セントーチュエーシ「戦闘中止」戦闘を中途にて休める事。

セントーヒコイタイ「戦闘飛行隊」戦闘機を以て編成された飛行隊で、常に攻撃をして任務を遂行し自ら求めて空中戦を行ふものである、而して戦闘實行に方つては編隊を解いて各自隨意に攻撃を行ひ、優秀なる速度及上昇力を利用し高等飛行術を應用して敵機に對し有利な態勢を占め機銃で敵機を墜落することに力む。

セントーブタイ「戦闘部隊」戦闘に参加する部隊。

セントーリヨク「戦闘力」戦闘をなす力、兵力。

センバイ「戦敗」戦に敗れる事、まけいくさ。

センバクユソー「船舶輸送」船舶に依り軍隊を一地より他の地に輸送すること、此の際の動作は静肅、確實でなくてはならぬ、搭載は輸送指揮

官の命によるも概ね材料、馬匹、人員の順序に又馬匹及材料は揚陸と反對の順序に行ふ。

センバツタイ「先發隊」本隊に先んじて出發せる部隊。

センビ「戦備」戦闘の準備。

センビコグン「戦備行軍」警戒行軍ともいひ。

戦闘の準備をなして行ふ行軍。即ち、敵に出會するの虞あるとき嚴重なる警戒法を設けてする行軍で、即ち警戒隊として必要に應じ前方に前衛、側方に側衛、後方に後衛を設けて戦備を嚴重にして行軍する。

センブクセツコー「潜伏斥候」かくれひそんでゐる斥候。此の斥候は敵の斥候、傳令等を捕獲し又は潜伏して居て刻々變化する敵情等を報告するもので敵襲を知りしときは射撃を以て警報するのである。

センバイ「尖兵」前兵若くは尖兵中隊より其の前方約三百乃至四百米に出すもので其の兵力は一分隊以上にして將校の指揮に屬し、行進路止を搜索し警戒するを以て任とす。

センバイチユイタイ「尖兵中隊」一、大なる前兵にありては其の警戒をして益々確實ならしめんがため更に歩兵一中隊を前方約三百乃至四百米に出す之を尖兵中隊といふ。二、部隊小なる時は前衛の任務を盡さしむるため、單に歩兵一中隊を出す事あり之を尖兵中隊と云ふ。

ゼンベキ「前壁」前方の壁。後壁の對。

センベツ「餞別」はなむけ。

センホー「戦報」戦争に關する通信報告。

センポー「戦法」たたかひの方法。

センムツツ「専務卒」歩兵隊に於て工卒に準じ炊事、石版、機關庫等の業務を専務する者を謂

ふ。

ゼンメツ「全滅」全體のこらず滅亡する事。

センメツ「殲滅」敵を皆殺しにして滅亡さす事。

センユイ「战友」分隊、小隊、又は中隊を同じくして戦闘に従事する兵士、同一の隊伍に屬する兵士。

センリヒン「戦利品」戦闘にて敵軍より獲得したる品物、分捕品。

センリヤク「戦略」軍隊を運用するの方略で戰場に軍隊を指向けるを云ふ。

センリヤクカ「戦略家」戦略に長じたる人戦略に富める人。

センリヨイ「占領」兵力を以て或る場所を占め領有する事。一定の地域を事實上軍隊權力の下に支配する事。

センリヨイチ「占領地」占領したる一定の土地。

センレイ〔戦例〕戦争に於ける某戦團、某會戰等の實戦の例證で例せば何年何月何日、何處で何軍と何軍との位の兵力で戦ひ、如何なる経過でどんな結果になつたか等、後日の研究調査の資料になるいくさの實例をいふ。

センレツ〔戦列〕戦争をなす隊列。戦時編制に基づくある單位中に配列さるべき戦團部隊のならばをいふ。

ゼンレツヘイ〔前列兵〕前面の隊列に並べる兵。

ソ

ソリアン〔装鞍〕馬に鞍を装する事。先づ鞍下毛布を取りて正しく四つに折り其の折目を前及右にして馬背に置き、次で毛並を正す爲前方より後方に引きたる後左側より鞍を馬背の少し後方

に置き、鬚甲部の毛布を高め次で腹帯を取り、右帯の締革を左帯の釧に數回通して堅く締め其の餘りを二つ折と爲し巻いて又之を締めるのである。

ソライ〔贈位〕死者に贈る位階。

ソライン〔總員〕全體の人員をいふ。

ゾーカオンキユイ〔増加恩給〕平時と戦時とに拘はず公務の爲に一眼若しくは一肢以上を失ひ又は之に準ずべき傷損を受け若しくは疾病に罹りたる者に普通恩給の外に一定の額を永久に増給せらるゝもので其種類を甲乙に分ち更に症狀により兩種類共第一項より第六項までに分つ。

ゾーガンキョー〔雙眼鏡〕短かき望遠鏡を二つ並べたる装置のものにして兩眼にて望む事が出来るもの、その左右の望遠鏡には凸レンズを對物レンズとし凹レンズを接眼レンズとし長さ短

く且物體の直立像を見る事が出来る、尙近來對物及接眼兩レンズ間に「プリズム」を使い全反射を作用して長さを更に短くしたるものもある。

ゾーキユイ〔増給〕給料を増す事。手當をふやす事。

ゾーキン〔贈金〕金錢をおくりあたふ事。

ゾーグ〔装具〕けしやうどうぐ。

ゾーグーセン〔遭遇戦〕彼我兩軍の行動中相衝突して端緒を開く戦闘にして不期と豫備とあり。

ゾーコ〔倉庫〕貨物を入れおきて保管貯蔵するた

め設けたる建物、くら。

ゾーコーゲキ〔總攻撃〕全軍こぞつて敵軍又は敵陣地を攻める事。

ゾーコージドーシヤ〔装甲自動車〕敵彈を防ぐ爲外部を鋼鐵にて圍みたる自動車にして偵察用、

輸送用、攻撃用等其の目的に應じて武装を施すが通常機關銃等を据付けける。

ゾーコーレツシヤ〔装甲列車〕敵軍の襲撃を防禦するため甲鐵板を施したる戦地用の鐵道列車。

ゾーサク〔搜索〕たづねさがす事。敵の情況及地形等を明にするため之を捜ろをいひ、分ちて遠距離搜索、近距離一般搜索及戰團搜索とす。

ゾーサクノコロエ〔搜索の心得〕一、敵の欺騙動作竝に宣傳に惑はされぬ様一度敵と接觸したならば晝夜を論ぜず之を確保し其情況を搜索する。二、兵力の大小を問はず目的達成の爲め積極的手段を取らねばならぬ事がある、敵の掩護手段が周密を加ふに従つて益々之れを必要とする。三、彼我兩軍相接する場合は敵の兵力區分、位置及行動、敵歩兵の到達地點、後續部隊の有無及狀態敵の配備及陣地の狀態、其他直接

戦闘に關係ある敵背後の情況戦闘經過に伴なふ敵情の變化戦闘實行及び戦闘指導に關係ある地形等まで嚴密搜索すべきである。四、特命なき場合も地形、交通路、交通機關、通信網地方物資の情況住民の意向動靜等の緊なる事項を偵察殊に近距離搜索は其の目的上地形偵察と密接の關係があるから豫想戰場附近の地形の特性に著眼する事が緊要である。五、一事件を觀察したる時直ちに之を報告すべきか、又は爾後の搜索の結果を待つてなすべきか等報告の時機及び分量は善く指揮官の意圖に投合しなければならぬ、始めて敵を發見したとき、有力なる敵殊に歩兵と遭遇したとき指揮官既知の情況と相違せしとき、情況の激變を認めたる時、及某目的又は一任務を達成した時等は速に報告するを必要とす、六、爲し得れば輕装せしめ又彈藥、糧

食等を増加携行せしむる事。
 ソ—ジ〔掃除〕塵芥其他汚物を掃ひ除く事。
 ソ—シヨ—〔創傷〕身體をきづつけそのふ事。又はその傷つきたる箇處。きざ。創の癒える事を妨げるは微菌が創に入るからで、繃帶をして防ぐ可きである。
 ソ—シンシヤ〔送信者〕信號、通信を送る人。
 ソ—タイキヤク〔總退却〕總員、全軍悉く退く事。
 ソ—ダツ〔槍奪〕各個人が命令なき物品を妄りに取る事。掠奪。(之をなす者は陸軍刑法に處せらる)。
 ソ—チ〔裝置〕しかけ。こしらへ。
 ソ—テイ〔壯丁〕一人前の壯年なる男子。成年以上の血氣盛んなる男子、わかもの。或は夫役、又は兵役に召集せられたるもの。
 ソ—テイ〔想定〕小支隊の演習に係はる方案にし

て通常一般及特別の方略を含有せしめて考定せる演習を爲す爲の仕組を云ふ。
 ソ—テイゼイ〔壯丁稅〕兵役稅の事。
 ソ—テイメイボ〔壯丁名簿〕市町村長が毎年戶籍簿によりて徵兵適齡者を取調べ適齡者の屆書と照較して作成する名簿。
 ソ—テン〔裝填〕物を内部につめこむ事、彈藥を銃砲につめこむ事。
 ソ—ト—〔争闘〕あらそひ、たたかひ。
 ソ—ト—カン〔相當官〕各兵科の階級に相當する階級をいふ。即ち陸軍各部に屬する軍人にして各科武官の階級に相當するものなり、例へば主計總監、軍醫總監は中將、一、二、三等主計、又は軍醫は尉官、一、二、三等、主計正軍醫正等は佐官相當官なり。
 ソ—ト—タイ〔掃蕩隊〕はらいのぞき平ぐる意味

にて攻者が突撃實行後防者は一部の新銳なる人員を以て編成する隊にて攻者がまだ隊伍を集結せざるに先ち各個に之をうちはらふをいふ。
 ソ—ナン〔遭難〕わざはひにあふ事、危険に出遭ふ事。
 ソ—ニンカン〔奏任官〕内閣總理大臣又は各大臣の奏薦を経て總理大臣の宣行により内閣の印ある辭令書を以て任命せらるゝ官吏、三等以下の高等官。
 ソ—ネン〔壯年〕血氣最も壯んなる年頃、わかざかり。
 ソ—バ〔壯馬〕年齢五歳以上七歳にて購買したる馬。
 ソ—ヘイ〔操兵〕兵をあやつりつかふ事兵隊を操縦する事、操兵法、操法ともいふ。
 ソ—ヘイ〔雜兵〕指揮者以外の兵卒。

ゾーヘイ〔造兵〕兵器を製造する事。又は製造する處。例へば東京工廠大阪支廠の如し。
 ゴーヘイ〔増兵〕兵士をます事。
 ゴーヘイガク〔造兵學〕兵器の性質構造用法及其設計の方法等に就きて研究する學問。
 ゴーヘイカン〔造兵官〕兵器製造の事をつかさどる技術官。
 ソーベツカイ〔送別會〕旅だつ人を見をくるの意を表するために催す宴會。
 ソーヤク〔裝藥〕銃砲に裝填して彈丸を發射するに用ふ火藥。
 ソーレン〔操練〕兵士軍隊をして實戰の進退に熟せしむる様に練習する事。
 ソカイ〔疎開〕敵火の効力を減殺し我が火力及び突撃力を遺憾なく發揚する爲め敵の砲彈下に密集隊形より疎散なる形に開くをいふ。

ソカイセントー〔疎開戰闘〕歩兵の主要なる戰闘方式にして敵火の効力を減殺し、我が火力及突撃力を遺憾なく發揚するため一定の距離間隔に分け小隊を開きて運動し戰闘するをいふ。
 ソカイタイケイ〔疎開隊形〕疎開せる隊形をいふ。即ち小隊を約百米の距離に重疊し各小隊長は一列側面縱隊の分隊を約三十歩の間隔に併立するものとす、時宜に依り距離間隔を伸縮する事あるも指揮困難にして小隊長以下の適切なる協同動作と機宜に適する獨斷專行とを緊要とする、又戰況の變化に應じ難きゆへ地形天候等蔽を利用すべきものなく、甚しく敵砲火の損害を被り且敵情我が分散を許すときにのみ用ふ。
 ソクイ〔即位〕天皇陛下の御即位式の大禮を行はせ給ふ事。
 ソクイシキ〔即位式〕天皇陛下踐祚の後皇位を承

繼したまふ事を天下萬民に公示したまふ儀式。
 ソクエイ〔側衛〕軍隊が敵に向つて行軍する場合に側方に顧慮ある時、この方面の警戒に任じ本隊をして安全に所望の目的地に行軍せしむるため、本隊より分割派出する一部隊にして通常側衛前兵、側兵等を以て正面及側面を警戒し、時により側衛後兵を以て背後をも警戒す。
 ソクエンキ〔測遠器〕距離を測定する機械で輕便なるものを携帯測遠器といふ。
 ソクオン〔足音〕あしおと。
 ソクグ〔屬具〕附屬する器具。
 ソクサイ〔束柴〕編束物の一種にして稚樹、樹枝、竹等を集め圓柱狀にたばねたるもので、築城土木工事などに使用す、そして使用上便利なる爲其の長さ四米、太さ、廿五瓏以上のものは作らない。

ソクシヤ〔速射〕續けて速かに發射する事。
 ソクシヤ〔側射〕側に射撃する事。
 ソクシヤ〔屬者〕つきしたがふもののお供の人。
 ソクシヤホー〔速射砲〕火砲の一種にて閉鎖機、照準機、及び砲架等に特別の裝置ありて彈藥の供給及び裝填を極めて容易ならしめ發射速度を迅速になし得るもの。
 ソクセツコー〔側斥候〕軍隊行軍の時側衛から出す斥候をいふ。
 ソクダン〔速斷〕速に決斷又は判斷する事。
 ソクテイ〔測定〕距離をはかり定むる事。
 ソクド〔測度〕度數、尺度或は積量を計る事。
 ソクド〔速度〕すみ行くはやさ。運動體の單位時間の位置の變化をいふ。
 ソクトー〔即答〕即座の返答、すみやかなる返事。
 ソクヘイ〔側兵〕軍隊行軍の時、側衛より側衛木

隊の側に出される警戒部隊の兵。

ソクホー〔速報〕はやく知らす事、速かな報知。

ソクメン〔側面〕部隊の側方の面をいふ。物の前後又は上下より以外の表面。かたはらの面。

ソクメンコーゲキ〔側面攻撃〕敵の側面を攻撃する事。

ソクメンジユータイ〔側面縦隊〕側面向に在る小隊を重疊したもので、通常四列なれど又時宜により三、二、一、列と爲す事もある。此の場合に於ける各自の距離は四列の場合に同じて此の隊形は主として行動をなす時である。

ソクリヨイ〔測量〕廣義には物體の延長、位置、方向を數學的に決定する事、普通には地球表面上任意の部分の形狀延長位置を決定し此を圖に示す事。

ソクリヨイキカイ〔測量機械〕測量に使用する諸

種

の

種の機械をいふ。

ソクリヨイヒヨイ〔測量標〕測量上或る地點に設けたる標識。

ソクリヨイ〔屬領〕附屬せる領地。ぞく領の地。

ソクリヨイチ〔屬領地〕一國の領有に屬すれど未だ整然たる領土の一部分をなすに至らざる海外の一地方。

ソクリヨク〔速力〕速度の大きさ。速さ。

ソゲキ〔狙撃〕ねらひうち。

ソゲキダイ〔狙撃隊〕敵をねらひうちする爲に編成せる部隊をいふ。

ソコク〔祖國〕自己の祖先以來臣籍の屬する國。

ソコツモノ〔粗忽者〕よく注意のゆきとどかぬ者。そそつかしき者、よくしくじりなす者。

ソシヤクチ〔租借地〕一國が他の一國の領土内の一區域を其承諾を得て一定の期限間自國の統治

の下におく地。我が國關東州の如き地。

ソゼツ〔阻絶〕諸種の手段を以て通路を塞ぐ事。

ソツ〔卒〕雜兵。陸海軍の兵卒即、上、一、二、等卒をいふ。

ソツギヨイ〔卒業〕一定の學藝技術を學びをへたる事、規定の課定を修めをへたる事。

ソツギヨイヒコイ〔卒業飛行〕航空隊の練習生などが卒業試験のために演ずる飛行。

ソツゴ〔卒伍〕兵卒の列伍、くみ。

ソツコイ〔速効〕すみやかなるきゝめ。

ソツコク〔屬國〕宗主國の宗主權の下に屬従し幾分自主權を有して一國たる外形を保つ國。

ソツジヨイ〔卒乘〕兵卒と車馬。歩兵と騎兵。

ソツトイ〔卒倒〕劇甚なる感動又は過度の疲勞若しくは出血、暑熱の爲急に腦貧血を發し突然に失神して倒るゝ事。斯る者の應急手當は

一、背囊を卸し被服の束縛を除き空氣の流通良き所に臥さしむ、又室内に在りては窓を開き室外にては蔭ある地を選ぶがよい。

二、顔赤きときに限り頭を高くし其の場合には頭を低くし聲高く喚び醒まし醋の如き臭強きものを嗅がしめ、顔、胸に水を漉ぎ額、額、額に「アルコール」を塗りて摩り、胸、上肢、下肢を毛織の布にて心臓の方に向けて摩り、胸掌、臍を刷毛にて擦るを可とす。

三、吐くときは頭を横に向け、呼吸弱きときは人工呼吸法を行ひ醒めたるときは冷めたき湯茶又は水を飲ましむるである。

ソテシヨイ〔袖章〕袖章は准士官以上の正装にあるものにして將官は袖先に太き山形の金線ありて其上に大將は七本、中將は六本、少將は五本の卷線あり、佐官以下の卷線は大佐は六本、中

佐は五本、少佐は四本、大尉は三本、中尉は二本、少尉は一本とす、准士官は袖先に唯山形の金線一本ありて巻線なし、相當官は金線と銀線混交しありて其數は右に述べたるに同じ。
ソボク〔素朴〕人爲なくいつはりかざりなくありのままなる事。

ソナヘツケ〔備附〕防禦警戒の爲そなへつけておくもの。

ソリン〔疎林〕立木又は枝葉のまばらにして間がすきたる林。斯る障礙地通過は通常常歩を用ひ特に野砲等にては前馬及中馬馭者は後馬馭者をして轅桿を左右するに自在ならしめ材料を樹木に觸れざる様馬を誘導すべきである、又直進する場合以外は輓曳してはならぬ。

ソンシヨーキ〔損傷旗〕中隊の損傷を標示する爲に用ふるものにして白地の中央に黒色の十字を

畫く、方約五十瓏米の大きさである。

ソンソク〔存速〕彈丸の某一點に於て有する速度。

ソンチヨイ〔損傷〕馬の癢痕、骨痛、軟腫等の如く外部より視察又は觸知し得る異常痕跡にして生後生じたるものにて、冠膝痕、腰角缺損、肘腫、管骨痛、趾骨痛、飛節内腫、軟腫等あり。

一、冠膝痕は冠膝の爲生ずる癢痕にして一度之を胃せば爾後顛倒し易く馬の價値を著しく減殺するもので、騎手の最不名譽である、豫防法は常に騎坐を堅確にし軀は馬の感覺に應じ得るやう注意せねばならぬ。

二、腰角缺損は腰角の骨の折れたるものをいひ、大なる時は外觀を損するのみならず多少後肢の運歩を拙劣ならしむる、原因は轉倒或は打撲に因りて生ず、豫防法は放馬又は馬房の出入

の際腰角を杭、扉及樹木等に打當てざるやう注意すべきである。

三、肘腫は肘頭部に發する腫脹にして馬の起臥に當り鐵尾にて摩擦するに因りて生ず、牛臥癖の馬に多く豫防法は寢藁を多く敷き鐵尾を短く且圓滑ならしむるがよい。

四、管骨痛は管骨に生ずる腫脹にして前肢内側に多く生ずる、管骨の後面腱に觸るものは跛行するに至る、原因は過激の勞働蹴傷、交突及其他の打撲或は裝蹄の不良により發す豫防法は演習後の手入殊に按摩を充分するを要す。

五、趾骨痛は繋の下部蹄の上縁に生ずる骨痛にして原因は管骨痛に同じく癢馬にするものもある。

六、飛節内腫は飛節の内面下方に發生す、骨痛にして跛行し遂に癢馬となるものあり、原因は

急激なる後退、過度なる障礙飛越、急速の歩度より俄に駐止する事等により發す。

七、軟腫とは球節、飛節、膝關節等に發する腫脹にして過激の勞働の爲め生ずるものは特に演習後の手入を充分にしなればならぬ。

ソンラク〔村落〕むらざと、村里。

ソンラクロエイ〔村落露營〕軍隊の一部の隊は露營し一部の隊は舍營する宿營をいふ。敵に關する顧慮より又は人家少き爲全隊舍營し能はざる時用ふ。

ダ

ダアン〔駄鞍〕駄馬具の名稱の一で、これは更に鞍骨及び鞍褥とより成る。

ダイイチキヨドー〔第一舉動〕第一の動作。

ダイイチコクミンヘイ〔第一國民兵〕後備兵役を終つた者及び召集せられた補充兵にして其役を終つた者で滿四十歳迄之に服する者。

ダイイチソーヨー〔第一装用〕新品で多く儀式の時に着用する軍服、軍帽、外套、軍靴などを云ふ。

ダイイツキキヨーク〔第一期教育〕軍隊教育は各兵種により差があるが一年度を第一期乃至第四期に分つものと、第一期乃至第三期に分つものと、第一期、第二期に分つものとある。第一期教育を終れば戦闘に必要な基本の事項は一通り修得して古參兵と伍して不十分ながら戰場に立ち得る程度になるのである。

ダイイツキキヨークケンエツ〔第一期教育検閲〕教育検閲の部を見よ。

ダイイツシユジエンサツ〔第一種巡察〕主として

衛戍衛兵の勤惰を監察し兼て軍人軍屬の非違を戒めるもので衛戍巡察の一種である。

ダイエキ〔退役〕將校、准士官が後備役滿期に至つた場合又は傷疾疾病のため永久服役に堪へずして現役、豫備役又は後備役を退いた後をいふ。

ダイエキシヨークョー〔退役將校〕退役した將校。ダイエンシユークョー〔大演習〕秋季演習の一種で特別大演習といひ、二箇以上の師團及其他の部隊を適宜に區分編組して相對抗せしめ、軍又は師團の作戰を演練するを目的とし、天皇御親ら之を統監し軍を編成する場合に於ては勅命せらる。

ダイガン〔對岸〕向ふ岸。ダイカンキヨリ〔隊間距離〕部隊と部隊との距離。ダイキヤク〔退却〕敵に遠ざかる運動。あとへひね毎年一回ありて其の口数は概ね四日とす。

くこと。

ダイクークンシシヨーク〔對空監視哨〕敵の飛行機航空船の襲撃を監視する任にあるもの、之は駐軍間に在つては前哨區又は舍營(露營)區毎に一乃至數箇設けるもので、一哨所毎に下士又は上等兵を其長として二名乃至八名(内一名は喇叭手)から成つて、通常一名又は二名が監視に任じ残は交代兵として適宜の位置にゐる、其一般守則は、

- 一、常に四周の上空を監視し又は音響に注意し若し飛行機、氣球等を發見せば監視を中絶することなく直ちに其情況を指揮官に報告する。
- 二、發見した飛行機が敵のものか或は疑しいもので我に接近して來たときは直に示された防空部隊に通報する。
- 三、敵の飛行機が全く我が視界を去らば之を指

ダイ——ダイ

揮官に報告する。

四、其他は概ね歩哨の動作に準ずる。ダイクークンシヤゲキ〔對空射撃〕敵の飛行機、氣球を射撃すること。

ダイクークンシヤゲキブダイ〔對空射撃部隊〕對空射撃の任にある部隊で、行軍間及び戰闘間は概ね歩兵の大隊毎に、駐軍間は前哨區又は舍營(露營)區毎に機關銃一中隊若しくは歩兵一小隊以上の兵力を指定して對空射撃部隊となす。

ダイクンイキクカシヨークョー〔大勳位菊花章〕偉勳のある者に賜はる勳章であつて大勳位菊花章頸飾大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章の三種がある。ダイケイ〔隊形〕軍隊の左右前後に配列せられた形で、例へば横隊、縱隊等の如きもの。

ダイケイヘンカン〔隊形變換〕現在の隊形から他の異つた隊形に變へること。

ダイゲンスイ〔大元帥〕國家の兵權を總統する元首、即ち我國にては天皇陛下。

ダイゴ〔隊伍〕隊列の組。

ダイゴ―サギヨ―〔對壕作業〕陣地戦に於て攻者は防者の堅固なる陣地を破壊して前進するため地下に前進壕を掘開して進み、防者は之を妨害せんとして地下戦が起るがこの壕を掘開して前進する作業をいふ。

ダイコリ〔大行李〕主として軍隊宿營間必要な物品を積載するもので將校行李、金櫃、荷物炊具、糧秣、野戰職工具、豫備蹄鐵、豫備被服等を駄載した駄馬、積載した車輛及び豫備馬を以て編成するもの。

ダイサンソ―ヨ―〔第三裝用〕普通外出の時や演習の時に着用する軍服類で甲、乙に分る。

ダイシヨ―〔大捷〕非常な勝利。大なる勝利。

ダイジン〔對陣〕向ひ合つて陣取ること。

ダイタイ〔大隊〕軍隊の編制上の一單位の名稱で二乃至四箇中隊より成る。歩兵大隊は戰術單位で四箇の中隊及一箇の機關銃中隊を統一し之を適當に使用し戰場に於ける一部の任務を遂行し得らるゝもの。

ダイタイキ〔大隊旗〕大隊を標示する旗。

ダイタイチヨ―〔大隊長〕大隊を指揮するもの普通少佐であるけれど聯隊の單位を有せざる獨立大隊にありては其長は中佐若くは大佐である。

ダイタイノミツシユ―タイケイ〔大隊の密集隊形〕通常縱隊横隊、大隊縱隊及重複縱隊の三種をいふ。

ダイタイホンブ〔大隊本部〕大隊の中樞で大隊長副官、書記よりなる。

ダイチヨ―〔隊長〕一隊の長、聯隊長大隊長中隊

長の如し。

ダイテキカンネン〔對敵觀念〕敵に對する考又は覺悟。

ダイド〔堆土〕小さくして高くなつた土地。

ダイド〔態度〕物事に對する舉動、すがた。

ダイニコクミンヘイ〔第二國民兵〕滿十七歳より滿四十歳に至る男子にして常備兵役、補充兵役及び第一國民兵役にあらざる者。

ダイニシユジュンサツ〔第二種巡察〕主として軍人軍屬の非違を戒めるもので休日其他臨時に外出を許した場合に各隊より巡察するもの。

ダイニソ―ヨ―〔第二裝用〕普通外出に着用する軍服。

ダイホ―タイジヨ―〔隊編帶所〕歩兵隊の設けるもので戰闘中治療を完全にするために未だ衛生隊が到着しないか或は甚だ遠隔の地にあるとき隊

附衛生部員に依つて設けられるもの。

ダイホンエイ〔大本營〕戰時に於て大元帥陛下が陸海軍を統帥したまふ本營。

ダイユ―〔大勇〕小さな事のためには心を動かさず大事にあたつて奮ひたつ勇氣。沈勇に同じ即ち血氣にはやる勇氣にあらずして眞の勇氣をいふ。

ダイレイキネンシヨ―〔大禮記念章〕今上陛下御即位記念の表章で御即位式參列の光榮を有せしもの又は大饗宴に列せし人々に賜與せらる。

ダサイ〔駄載〕駄馬に兵器、彈藥、糧秣其他の軍需品を積むこと。

ダチウチ〔立射〕射撃姿勢の一たる立姿にて射撃することにて其姿勢を取るには「立射の構へ銃」の號令にて先づ示された目標に正對して頭を其方向に保つた儘右足尖を以て半ば右に向きつゝ

左足を約半歩左前に踏み出し、同時に右手を以て銃を上げつゝ前に倒し左手を以て概ね銃の重點の所を握り、其の臂を體に著け指は銃床の溝に置き銃口を概ね眼の高さにし、床鼻を右乳より少しく下にし床尾を體に接し裝填したる後右手を以て概右側面より銃把を握り目標に注目す

ダツアン〔脱鞍〕馬から鞍をはずすこと。
 ダツエイ〔脱管〕兵營を脱け出すこと。
 ダツガ〔脱駕〕砲車、彈藥車、輻重車等に繫駕してある輓馬駄馬を車からはずすこと。
 ダツキンシヤ〔脱衾者〕就寢中寢具を脱いでゐる者。
 ダツケン〔脱劍〕銃につけたる劍を脱ること。
 ダツシメン〔脱脂綿〕脂氣をぬいた綿で醫藥に使用するもの。
 ダテツツ〔立銃〕執銃法の一つで執銃の不動の姿

勢が之れである、其法は腕關節を稍々前に出して銃身を拇指と食指との間に置き其他の指は食指と共に閉ぢ軽く屈めて銃床に添ふ、銃口は右臂から一握程(約十糎)を隔て、銃身を後ろにし床尾踵を右足尖の傍に置いて銃身は概ね垂直に保つ。輕機關銃を持つときは右手を以て脚桿を併せ握り其他は小銃に準ずる。擔銃から立銃をするには、右手を伸ばして銃を下り銃身を準ば右の方に向け概ね之を垂直にすると同時に左手で照尺の下を握り、銃を下げて銃身を右にすると同時に右手で木被の所を握り其の拳を略々肩の高さにして銃身を後ろにして之を下げて腰に支へ同時に左手を下ろして靜に銃を地に著ける。輕機關銃を持つときは在りては左手を以て銃を下ろし上體を前に曲げ床尾を置く所に注目して靜に之を置き左手を放ち上體を起す。

ダバ〔駄馬〕兵器、糧食、彈藥其他軍需品を駄載して運搬する馬。
 ダバダ〔駄馬具〕駄馬の裝具、之を大別すれば駄鞍及び屬品の二つで、駄鞍を大別すれば鞍骨及び鞍褥の二つになる。
 ダバシノゾクヒン〔駄馬具の屬品〕頭絡、鞆、鞆帶、飾鐵囊、蹄網、鞍下毛布、雨覆、小綱、携帶馬糧囊、麥袋、水與器等である。頭絡は更は項條、額條、鼻條、頤條、立緒、小緒、鑲鑲簪轡銜、釣金副鎖、轡鎖、牽綱、蛇口、端緒、繩等に別れ、締綱は鎖、締鎖、繫革、蛇口及綱等に別る。
 ダバシヨイタイ〔駄馬小隊〕駄馬を以て編成された小隊。
 ダバエンシユイ〔駄馬演習〕駄馬を以てする演習
 ダヒ〔躲避〕火砲の種類、特性、精度又彈藥の構

造、照準等に多々差異あると天候の良否、氣象の交感、影響、砲手の熟否等に由つて同一の火砲を以て同一の所を照準して射撃するも毎發同じからずして一發毎に彈着點を異にする、この毎發の彈着點と命中せしめんとする點との隔りをいふ。
 ダンカソツ〔擔架卒〕各隊の衛生部及び衛生隊に屬して擔架を以て傷病者を運搬する兵卒。
 ダンカタイ〔擔架隊〕戰地に於て死傷者の收拾救護に従事し且獨歩する事の出来ない傷者を擔架にて運搬する部隊。
 ダンガン〔彈丸〕銃砲に裝填して發射する「たま」で銃彈、砲彈の總稱。
 ダンキ〔單旗〕一本の旗。
 ダンキキヨイタク〔短期教育〕短い期間内になす教育。

タンキゲンエキヘイ〔短期現役兵〕年齢二十五
 迄に師範學校を卒業したる者（小學校の教職に
 就くの資格を失ひたる者を除く）にして現役兵
 として入營する者は五月の現役とす、但し師範
 學校の教練を修了せざる者は七月とす、之等の
 者は現役中短期現役兵といふ。右の現役を終り
 たる者年齢二十八年迄に左の各號の一に該當す
 るときは更に徴兵検査を受け現役兵として徴集
 せらる。

一、小學校の教職に就くの資格を失ひたるとき
 二、現役を終りたる日より六月を経過したる日
 及其の後に於て小學校の教職に在らざるとき。
 陸軍に在りては入營後概ね二月の後一等卒に概
 ね四月の後上等兵を命ぜられ現役満期の際伍長
 に任ぜらる、海軍に在りては入營後概ね一月半
 の後三等水兵に概ね三月の後二等水兵に概ね四

月半の後一等水兵に現役満期の際三等兵曹に任
 ぜらる、

タンキツイン〔單旗通信〕單旗を以てモールス
 符號を現出して通信するもの、姿勢は通常立姿
 で行ひ時としては他の姿勢で通信することがあ
 る。旗を持つて通信の姿勢にあるときは左（右）
 手を伸ばして柄の下端より稍々上方を握り、之
 を體の中央前に置き右（左）手は肩と略々同じ高
 さの所を握り旗を體の中央より左（右）へ約三十
 度の傾に保持するもの。

タンク〔TANK〕装甲した自動車形の戦車で敵中
 に突入する用に供せられるもの、之は普通の自
 動車とは形を異にして箱形で装甲して、無限軌
 條を設けて砲塔には數門の火砲を備へ、障礙物
 を突破して敵陣を蹂躪するもので、歐洲大戰に
 於て英國軍がソナムの攻撃に使用したのが最初

である、戦車の部を見よ。

タンクタイ〔タンク隊〕平時又は戦時に於てタン
 クに關する軍務に従事する部隊。

タンコーチヨイ〔鍛工長〕砲兵諸工長（火、鞍、銃、
 鍛）の一種で砲兵諸隊の鍛工卒及工兵隊、電信
 隊、飛行隊、氣球隊の特業者たる鍛工手の教育
 に任じ鍛工作業の指導に當るもので一等、二等
 三等に分れ曹長、軍曹、伍長の階級に應ずる。
 一等鍛工長が進級して砲兵上等工長（准士官）と
 なる。

ダンコン〔彈痕〕彈丸のあたつたあと。

ダンコンズ〔彈痕圖〕彈著の景況を明かならしむ
 るため各彈痕を一表に圖示せしもの。

タンサク〔探索〕さがし求めること。さがすこと
 タンシヨートイ〔探照燈〕器底に反射鏡をそなへ
 つけてあつて夜間上空、地上等を輝らす強度の

大アーキ燈。

ダンゼツチ〔斷絶地〕水流地隙等のため軍隊の運
 動を妨げらるる土地。

ダンソーキ〔彈倉機〕小銃の銃尾機關の一で、彈
 倉、受筒飯、彈倉發條、彈倉底飯の四部を總稱
 するもの。

ダンタイ〔彈帶〕彈丸に裝した銅帶で彈丸を火砲
 に裝填するとき彈丸の中心と火砲の中心を一致
 さすため及び彈丸に砲身内の腔綫と共に旋廻運
 動を與ふる等のために施すもので前後二條に施
 すことがある。

タンチ〔探知〕様子をさぐること。

ダンチヤクイチ〔彈著位置〕發射せられた彈丸の
 落達する位置。

ダンチヤクサイジ〔彈著再示〕監的に於て信號が
 不明なるとき再び彈著の信號をなさしめること

ダンチヤクテン〔彈着點〕發射した彈丸の目標又は地面に落達する點をいふ。
 ダンテイ〔彈底〕彈丸の圓筒の底部。
 ダンテイシンカン〔彈底信管〕彈丸の底部（尖端と反對側）に取つけある信管。
 ダントー〔彈頭〕彈丸の尖つた部分。
 ダンドー〔彈道〕發射せられたる彈丸重心の過ぐる線をいふ。
 ダンドーコー〔彈道高〕銃口に通ずる水平面の某點から彈道に至る高さ。
 ダンドーサイコード〔彈道最高度〕彈道中最も高き點に通ずる彈道高。
 ダンドクヘイ〔單獨兵〕只一人きりの兵士。
 タンニンクイキ〔擔任區域〕受持つてゐる區域。
 タンメンズ〔斷面圖〕地圖の練習に於て地面と垂直面との交會線を現はすもので、此の交會線に

於ける地點相互の關係位置を明瞭にするために用ひられるもの。
 ダンヤク〔彈藥〕銃砲に裝填する彈丸と火藥をいふ。
 ダンヤクゴ〔彈藥庫〕彈藥を納めておく倉庫。
 ダンヤクゴ〔彈藥盒〕彈藥を容れて兵士各自が携帯する革製の箱で銃の帶革に通じて腰に著ける。前方彈藥蓋は小型で前方に二箇あり各々彈藥三十發づゝを收納し、後方彈藥盒は大型にて一箇を背部に裝し六十發の彈藥を收納す。
 ダンヤクジユールツ〔彈藥縱列〕歩兵及び砲兵の豫備彈藥を携行して歩兵小行李又は砲兵聯隊段列の彈藥補充に任ずる部隊、砲兵を以て編成し砲兵尉官を之が長とす。
 ダンヤクホジユール〔彈藥補充〕彈藥の不足をおぎなひみたすこと。

ダンユー〔膽勇〕物事に臆せない勇氣。
 ダンワ〔談話〕はなし、會話。

チ

チクエイ〔築營〕營舎を築くことで、幕營、廠營に大別す、幕營は多く簡單迅速を要する場合隨意隨所に設け通常携帶天幕を連續して幕舎を構造するもの、廠營は木桿或は竹、樹枝、藁、板等を以て構造するもので永く一地に駐留する場合に應用し極寒の季節には有効に利用せられる。沍寒の地に於ては床面を掘下するもの。
 チクジソテン〔逐次裝填〕數門の砲が右翼又は左翼から逐次に一發づゝ裝填すること。
 チクジヨール〔築城〕砲臺、砲壘等防備を堅固にするため構築する凡ての築工物をいふ。

チクジヨール〔築城部〕防禦營造物の建築検査及防禦營造物に關する砲兵事業の調査並に工兵軍用鐵道及其敷地を管理する處で築城部本部と同支部からなつて居る、本部は東京で支部は豊津、輕、對馬、壹岐、横須賀、鎮海灣の六つである。
 チクルイ〔築壘〕堡壘を築くこと。
 チクエイ〔地形〕土地の表面に於ける高低、凹凸、起伏、傾斜、斷崖等千態萬狀の變化せる形狀有様を云ふ。
 チクエイズ〔地形圖〕地物の位置形狀關係及び類別を現した平面圖と地貌を現はした水準圖とを併用したもの。をいふ。
 チクエイチブツマリヨールヨシ〔地形地物を利用する要旨〕射撃のため地形地物を利用する要旨は銃の最大威力を現すを主とし次に遮蔽の效

用を顧慮するに在る。

チケイソーヘイ「地形捜兵」襲撃に方つて障碍のため不意に其運動を阻害せられないため部隊の前方に出されて地形を偵察するもので、尙必要あれば敵の動静をも報告すべきもの。

チコンカン「治痕竿」射撃用具の一にして圈的及び圈的にあつて圈外に彈著したときは命中記號をなすことなく唯彈痕を修理して彈著點を指示した後之を左右に振つて命中しないことを報ずるもの。

チシツ「地質」地層の状態又は土地の性質。

チジョーシヨーマイ「地上照明」地上を照らすこと。

チダツ「襪奪」はぐこと、うばうこと。例へば勳章襪奪の如し。

チズ「地圖」土地の表面に現存する諸物體の形象

を或る方法により縮少して紙上に表示したものをツクセイガス「窒息性瓦斯」毒瓦斯の一種、

ホスゲンは其代表的のもので無色の氣體である之は肺臓に作用して其組織を腫張さして呼吸作用を止めて窒息させ死に至らしめるものである

鹽素、デホスゲンは此の種に類する。

チブツリヨ「地物利用」地上にある物體に銃を

依托して射撃を有利にしたり又は身體を之に遮蔽して敵の發見を妨げたりすることをいふ。

チヘイセン「地平線」地平面と天空との相接する線。

チメイシヨ「致命傷」死の原因となつた傷。

チヤクソ「著裝」軍服をつけること。

チヤクハツ「著發」彈丸が複働信管の作用に依つて彈著點に於て破裂すること。

チヤクハツリユーサンダン「著發榴霰彈」堅固で

ない建造物に對して破壊力を有する榴霰彈で其効力は射距離の大小、目標の高さ及び彈著點と目標との距離の大小に因つて著しき差異を生じ又土地の抗力は著しく破裂の景況を變化するものである。

チユーギ「忠義」眞心をつくして臣下たる義務を果すこと。

チユーグン「駐軍」軍隊の駐止すること。

チユーケンアイコク「忠君愛國」君に忠義をつくし國を愛して益々盛んならしむる如く其の本分をつくすこと此の四字は我國民精神である。

チユーグンカンセツコ「駐軍間斥候」駐軍間に於ける斥候で、之は進退動作に深く注意して靜肅にして喧噪ならざること、又屢々駐止して聲音を聴取して能く地形を暗識し置くことでは是れは後になつて説明をなし又は嚮導となること

あるからである。而して往路と歸路とを異にして敵に中斷せらるゝ危険を避けるを必要とす。

チユーグンチ「駐軍地」軍隊の駐在する土地。

チユーサツ「駐割」といふこと。駐在。

チユーシユツ「抽出」ぬき出すこと。ひき出すこと。

チユーシユツジュ「抽出樹」他の樹木又は住民地より高くぬき出た一、二本の樹木。

チユーセツ「忠節」忠義のみさを。忠義の行ひ。

チユーダイ「中隊」戰鬥單位で中隊長を核心とせる志氣結合の基礎である、歩兵中隊は之を三小隊に分ち各小隊は數箇の分隊に分る、騎兵中隊は四小隊に、砲兵、機關銃中隊は二小隊に分れ其他の兵種も亦二、三小隊に分れて居る、何れも通常大尉を以て中隊長とし中少尉を以て小隊長とする。

チユーダイキヨールン〔中隊教練〕中隊の教練。
 チユーダイジユータイ〔中隊縦隊〕歩兵中隊密集隊形の一で横隊にある三つの小隊が八歩の距離で縦に重なつた隊形で主として集合及短距離の運動に用ふ。
 チユーダイチヨ―〔中隊長〕中隊を指揮する者。
 チユーダイズキシカン〔中隊附士官〕中隊に附屬してゐる士官。中少尉。
 チユーダイズキシヨ―コー〔中隊附將校〕中隊附士官に同じ。
 チユードク〔中毒〕飲食物又は身體に塗抹するもの、毒性に感じて機能障害を起すこと。
 チユートン〔駐屯〕軍隊が陣營を構へてとゞまりゐること。
 チユートンゲン〔駐屯軍〕其地に駐屯してゐる軍隊。

チヨ―オンキ〔聽音機〕音を聴く機械。
 チヨ―キヨ―〔調教〕新馬を乗り馴らすこと。
 チヨ―キヨ―シユ〔調教手〕新馬を調教し併せて其手入及保育等の業務に任ずる軍屬。
 チヨ―コー〔徴候〕物事の特別なるきざし又はしるして之によりて物事の判断をなし得らるる例令ば俗にいふ「煙の上る所必ず火あり」の言の如く煙の上る徴候によりて火ある事を判断し得るが如し。
 チヨ―コーハンテイホ―〔徴候判定法〕徴候に依り敵の様子を知る方法で
 一 塵埃に依る方法は塵埃が薄く高く上り早く消散するは騎兵、高く濃くて一團毎に切れて上るは砲兵、低く濃く断絶なく連続するは歩兵であることを知る。
 二 音響に依る方法は銃、砲聲の方向、大小、

連続せるや否や等に依つて敵の所在、部隊の大小、遠近及情況の變化を知り劇しい犬の吠聲又は馬の嘶等に依つて敵の兵糧、接近、通過等の模様を知り、虫の音の不意に止むは敵兵の潜行し來る徴であることを知る。
 三 土民の情態に依つては敵國にて戦闘中土民に憂苦の状態あるは敵兵の遠き徴で、不遜の状態あるは近き徴、中立國にて戦闘中土民の様子に變りなく常業を營むは敵兵がゐないか或は遠い徴である。
 四 河水の面に木屑の流れ來るのは敵が上流に於て架橋の準備をなしつゝあること。
 其他種々の方法に依つて知ることが出来る。
 チヨ―サ〔調査〕とり調べること。
 チヨ―シユ―〔徴集〕適齡に達したる者の徴兵検査をなし體格等位により區分をなし以て召し集

める順序等を定むること。
 チヨ―シユ―エンキ〔徴集延期〕徴兵検査を受くべき者が左の各號の一に該當するときは徴集を延期せらる。
 一 禁錮以上の刑に該るべき犯罪の爲め豫審又は公判中なるとき。
 二 犯罪のため拘禁中なるとき。
 三 刑の執行停止中なるとき。
 四 假出獄中なるとき。
 五 少年法の定むる所により感化院、矯正院又は病院に收容中なるとき。
 六 矯正院法の定むる所により假退院中なる時右の外、中學校又は中學校の學科程度と同等以上と認むる學校に在學する者に對しては本人の願により學校の修業年限に應じ年齢二十七年に至る迄徴集を延期せらる、又徴兵適齡及其の以

前より帝国外の地に在る者も本人の願により徴集を延期せらる。

徴兵検査を受けたる者現役兵として徴集さるゝに因り家庭（戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る）が生活をなすこと能はざるに至るべき確證ある場合に於ては二年間徴集を延期す但し故意に其の事故を作爲なしたるときは此の限りにあらず、兵役の適否を判定し難きものに付ても徴集を延期せられ爾後適否を決定し得るに至るまで毎年徴兵検査を行はる。

チヨ—シユ—メンジヨ（徴集免除）戸籍法の適用を受けざる者で徴兵適齢を過ぎてから戸籍法の適用を受ける者の家に入りたるときは徴集を免除せらる、徴兵適齢を過ぎ帝國の國籍を取得し又は回復したる者にも準用せらる、又徴集延期中の者で徴兵検査を受くべき者が年齢三十七年

を過ぎたる時にも徴集を免除せらる。

チヨ—ジヨ—（長上）目上、年上。

チヨ—ダン（跳弾）一旦地に落ちてから更に跳び行く彈丸。

チヨ—トコ—グン（長途行軍）長い道のりの行軍

チヨ—バ（調馬）馬を乗り馴らすこと。

チヨ—バシユ（調馬手）新馬を乗り馴らして軍馬にしたてる乗手で一定の服装をして軍屬として取扱はるもの。

チヨ—ハツ（徴發）徴發令に基づき徴發権のある人の命により一定の委員又は所要の軍人が代價を拂つて物品を地方から買集めること。

チヨ—バツ（懲罰）或る過失犯罪に對し之をこらし罰すること。不正又は不當なる行爲に對し制裁を加へること。

チヨ—ハツバ（徴發馬）徴發した馬。

チヨ—バツレイ（懲罰令）陸軍懲罰令の部を見よ
チヨ—ヘイ（徴兵）國家が全國中から壯丁を強制的に徴集して一定期間内兵役に服せしむること
チヨ—ヘイカン（徴兵官）徴兵に關する事務を取扱ふ官吏。

チヨ—ヘイキヒ（徴兵忌避）徴兵適齢者が兵役を免れんがために身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の行爲をなし若くは逃亡し潜匿したる等の罪をいふ。

チヨ—ヘイケンサ（徴兵検査）徴兵官が毎年各地に於て其地方の徴兵適齢者を召集して兵役に服せしむる資格の有無を検査すること。

チヨ—ヘイセイド（徴兵制度）徴兵に關する國家の制度で、國情の異なるに依つて各國の制度も異なる、我國の現制度は、帝國臣民たる男子にして満十七歳より満四十歳までのものはすべて兵

役に服する義務を有し一定の條件の下に徴集せられるもの。兵役は區別して常備兵役（現役豫備役）、後備兵役、補充兵役、國民兵役（第一國民兵役、第二國民兵役）の四種とす。

チヨ—ヘイテキレイ（徴兵適齢）兵役義務者が其年の十一月三十日迄に滿二十一歳に達して當年の徴兵検査に出頭すべき年齢に適當せること。

チヨ—リ（調理）料理すること。

チヨ—リバ（調理場）料理する所。炊事場。臺所

チヨクゴ（勅語）勅旨を發表したまふ御言。みこととのり。

チヨクシ（勅使）勅旨奉行のために差し遣せられる特使。

チヨクジヨ—シヨクタイチヨ—（直上所屬隊長）すぐ上に附屬してゐる隊長。

チヨクシヤ（直射）まともに射ること。まともに

そよぐこと。
 チヨクシン〔直進〕まっすぐに進むこと。
 チヨクセツシヨージユン〔直接照準〕直接に照準を目標に附けるときの照準。
 チヨクダンメン〔直断面〕圖上某二點間の直線で従つて垂直に截斷するもの、之は某方面に於ける展望の良否死角の有無、掩蔽の良否等を研究するに用ふるもの。
 チヨクトツ〔直突〕まともに突撃すること。
 チヨクメイ〔勅命〕陛下のおほせ。みことのみり。
 チヨクユ〔勅諭〕天皇陛下の親しく下したまふおさとし。
 チヨゾーヒン〔貯藏品〕貯へしまつてある品物。
 チヨツカツ〔直轄〕直接の支配。
 チヨツコーシン〔直行進〕まっすぐに行進すること。

チライ〔地雷〕爆發に依つて人馬を殺傷し材料を破壊するために設けるもので、其の猛烈な爆音と土砂の飛散には敵に精神上の不安を與へることの大なるもの、之は敵の認識を避け易いから巧みに之を設置するときは殆んど敵に其の所在を秘匿することが出来る。其種類には觸發地雷を視察地雷、自發地雷がある。觸發地雷は敵の觸接に依つて點火するやうに裝置したもの、視察地雷は視察に依つて敵兵が我が地雷敷設地域を通過するを確認して適時點火が出来る様に設備したもので通常電氣的點火法を用ふる。自發地雷は敷設後所望の時間を経過すれば自然に爆發するやうに設備したもの、此外に投石地雷と稱して爆發に依つて土石を敵方に擲出して敵に損害を與ふるやうに設備したものがあつた。
 チンチャク〔沈着〕落つてゐて物事に動じぬこと。

と。

ツ

ツーシン〔通信〕郵便、電話、電信其他或機關又は或手段に依つて相互に意思を通ずること。たより。おとずれ。
 ツーシンガツコー〔通信學校〕學生に通信に關する學理及技術を修得せしめ且通信に關する學術の調査研究を行ひ以て通信技術の統一進歩を圖り並に通信器材の研究試験、無線電信器材の審査検査及固定無線所の建設補修等を行ふ所。
 ツーシンシ〔通信紙〕通信に使用する用紙。命令通報、報告を記するに用ふ。
 ツーシンシユ〔通信手〕通信の任務にある者。
 ツーシンタイ〔通信隊〕通信の任務にある部隊。

ツーツク〔通則〕一般の規則。全體の定則。
 ツーホー〔通報〕同級部隊相互、同列同級者相互又は指揮系統を有する部隊相互に諸般の情況を知らせ合ふこと。
 ツイゲキ〔追撃〕退却する敵を追ひ撃つ運動。
 ツイゲキシヤゲキ〔追撃射撃〕追撃しながら射撃すること。
 ツイジヨー〔追躡〕退却する敵の行衛を見失はないために其跡をつけること。
 ツカ〔鞘〕刀、劍の握る所。
 ツケケン〔著劍〕立銃にあるときは右手で銃を左に傾け銃身を少しく右にして、銃口を概ね體の中央にして右手で逆に銃劍の柄を握り、銃劍を抜いて確に銃口の所に著け兩手で銃を起して立銃の位置に復する。
 ツノガタメガネ〔角型眼鏡〕砲兵隊及其他の兵種

にて所持する望遠鏡で兩眼に接する眼鏡の外、對物レンズが頭の上に二本角狀に高く出て居る眼鏡。

テ

テイキシヨ [遞騎哨] 遠隔した兩地間に於て通信頻繁にして而かも電信、電話等の通信が確實でないとき其信を傳送するため兩地間に數箇の歩哨を設けて所要の騎兵を置く之をいふ。其動作は傳騎に準ずるもの。

テココセン [抵抗線] 敵に對して抵抗する線。
テイクケンポーハツブキネンシヨ [帝國憲法發布記念章] 記章の一で明治廿二年二月十一日の帝國憲法發布の式典に參列の光榮を有せし文武官其他高位高官に下賜せられし記念章。

テイサツ [偵察] 敵の動靜をひそかに覗うこと。
テイサツヒコ [偵察飛行] 飛行機を使用して偵察すること。

テイサツヒコ [偵察飛行隊] 飛行機を使用して偵察に任ずる部隊。之は自ら戦闘を求むることなく任務に服するもので若し敵機の攻撃を受けた場合は巧みに高度方向を換へて且つ射撃を以て之を避けるものである。

テイサフラン [蹄又腐爛] 馬の蹄又の中から惡臭のある鼠色の汁を出し重症になれば蹄又脱落す之は手入が不充分で蹄裏に汚物の滯留又は裝蹄法の不良から生ずるものである、手當は蹄又を能く水或は石炭酸水で洗ひ蹄又の中に食鹽水を浸した布片を詰めておく。

テイシ [停止] とまること。
テイシセツコ [停止斥候] 停止してゐる軍隊の

前面或は側方等の要地に一時停止する斥候。

テイシツ [帝室] 皇室。

テイシヤク [梯尺] 圓上の物體の長度と地上の實物の長度との比をいふ。而して之を現はすに通常分數を以て示す。例令ば

$$\frac{1}{5,000} \quad \frac{1}{20,000} \quad \frac{1}{50,000}$$

の如し。

テイジロ [丁字路] 丁字形をした路。

テイシン [挺進] 多くのものゝ中からぬき出て進むこと。

テイタイ [梯隊] 部隊を集結して梯形に配列した隊形。

テイチ [偵知] さぐつて様子を知らること。

テイテツ [蹄鐵] 馬の蹄の磨滅又は滑走を防ぐためにその底下に裝着する鐵具。

テイテツコーチヨ [蹄鐵工長] 獸醫部に屬し各

兵科の蹄鐵工卒の教育に當るもので上等(准士官)、一等(曹長)、二等(軍曹)、三等(伍長)蹄鐵

工長に分れて居て各括孤内の階級に相當する。

テイデンシヨ [遞傳哨] 遠隔した兩地間に於て通信頻繁にして而も電信、電話等の通信が不確實のとき其通信を傳送するために兩地間に設けられた數個の歩哨。

テイト [堤塘] つゝみ。土手。

テイネン [停年] 武官の進級に關する制限。

テイヘキ [蹄壁] 蹄の外圍。

テイヘン [定偏] 彈丸は兩方に飛行する外旋回運動に因つて照準した方向より右或は左に偏して落下するものである之を定偏といふ。

テイリ [蹄裏] 蹄の裏。

テイレイキエーカ [定例休暇] 下士以上にのみ與へられる定つた休暇。

テキガイシン「敵愾心」敵と争はんとする意氣。

張はりあふ心。

テキコク「敵國」敵として戦ふ國。

テキシユ「敵襲」敵のおそひ來ること。

テキシヨ「敵將」敵の大將。

テキシヨ「敵情」敵の様子。

テキシヨセツコ「敵情斥候」敵情を偵察する任にあるもの。

テキシヨハンダン「敵情判断」敵の様子のみわけをつけること。

テキジンチ「敵陣地」敵の敷いた陣地。

テキダン「敵彈」敵の發射する彈丸。

テキダン「擲彈」白兵戦などにて兵士の手にて投げ飛ばす爆彈。

テキチユ「的中」的にあたること。

テキテイサツキ「敵偵察機」敵の偵察機。

テキニンシヨシヨ「適任證書」下士適任證書。

士官適任證書を見よ。

テキヨラン「摘要欄」肝要な箇處をつまみ出して記する欄。

テキルイ「敵壘」敵のたてこもつてゐるとりて。

テキレイ「適齡」規定の年齢に適合すること。

テツカ「敵火」敵の兵火。

テツジヨモ「鐵條網」不等の高さ(平均約二十

十番)不等の間隔(平均約二米)に鱗形に植立した杭又は天然の樹幹を支點として諸方向に鐵線を張つたもの。

テツドヘイ「鐵道兵」工兵科に屬して鐵道の敷設、破壊及び運轉に従事する兵士。

テツドレンタイ「鐵道聯隊」一本部と二乃至三箇大隊(大隊は一本部と三箇中隊)より成つて鐵道の運轉、敷設、修繕、破壊に任ずるもの。

テハタシンゴ「手旗信號」諸種の戰況、地形に於て極めて有効に使用されるもので、旗を持つて行ふ信號である。

テハタツシンキヨリ「手旗通信距離」手旗信號に依る通信の可能な距離、手旗信號は約七百米

で雙眼鏡を使用すれば約千三百米。手旗モール

ス信號は約五百米。

テリユードン「手榴彈」近接戦に於て其爆裂に依り敵を殺傷震駭するため使用するもので手にて投擲する彈丸なり。此れは壕内等に在る敵は

小銃を以て射撃するも效力少き場合攻撃にあり

て塙壁、堡壘及築堤等に據り頑強に死守する敵

或は防禦にありては火線直前の死角即ち凹地、

地隙、敵の歩兵陣地、交通壕内等に群集する敵

に向ひて用ひ又自發裝置あるものは投擲距離以

外の死角内に使用し或は障礙の一種として設備

する等に用ふ、其種類として制式、演習用、急造の三通りある、投げる位置より目標に至る距離に應じて力を入る度を加減し、常に命中する

如く投擲すべきものなり、最大投擲距離は立姿

投を以てする場合に於て三十米を標準とす。

テリユードン「手榴彈」(手榴彈投擲法)手榴

彈の投げる方法にて、之れに五つの方法あり。

一、先づ右手にて被布を緊握し、左手の上に彈

體を支持し、左手にて其持ちたる彈體を上方に

押し放ち力を加へて前方に投ずる方法

二、彈體の圓壙部を握り手を頭上に舉げ被布を

後方にし普通の投石法の如くして投げる方法

三、彈を下方に垂下し或は下方にて前後に振動

しつゝある間に力を加へて前方に投ずる方法

四、最初被布の端末を緊握して下方に垂下し後

方より頭上を越えて楕圓形を畫きつゝ力を加へ

て前方に投げる方法
 五、被布を弾體に巻き付け下方にて前後に振り力を加へて前方へ投げる方法
 手榴弾は若し誤ち落せば爆發するものなれば投弾姿勢を取る際五指、特に食指、拇指にて被布或は投げ方により弾體等を緊握することが大切である。投擲法の教育は通常立姿投、膝姿投、伏姿投の順序を以て基本を修得せしめ、次で各種の目標に對し行進間、壕内不齊地、夜間等に於て實施し終には各種の状況に應ずる投擲の要領に習熟せしむるものである。
 投擲は常に目標を中心とする半径五米以内に落達せしめなければならぬ。
テンカイ〔展開〕戰闘するため軍隊を区分して縱横に配置すること。
デンキ〔傳騎〕傳令に任ずる騎兵。速度は其度毎

に上官から命ぜられるもので並、急、至急の別があり、通信紙の封筒を用ふるときは裏面に記載してある並、急、至急の文字の中で消されなぬものを用ふるもの、並は常歩二、速歩一の割合で一時間約八軒、急は常歩一、速歩二の割合で一時間約十軒、至急は馬力の耐ゆるに應じ成るべく迅速な歩度を用ふるもの。筆記傳達のとき途中敵に奪はれる虞あるときは出發前豫め、靴下の中、衣の裏等に縫ひ込むか、靴の足先に入るか、藥莢の裝藥の代りに納めるか又は巻煙草に巻き込むか、紙捻を作つて紐として用ふる等の處置を取つて縦ひ破毀消滅しても決して敵手に渡してはならない覺悟を要する。
デンキホー〔電氣砲〕佛國のフォーションビルブレー氏の案で電氣モーターの理論を應用した火砲である。歐洲戦争に獨逸軍が佛國巴里を砲撃

したベルタ砲は初速が約千三百米、射程が約百三十軒で彈丸の最高度が三十八軒で彈道の大部分は眞空中を飛行したため著しく射程が延伸したのである。

テンケン〔點檢〕一つ一つについておちなくしらべること。

テンコ〔點呼〕日朝點呼、日夕點呼、臨時點呼をいふ、各部を見よ。

デンコーチヨ〔電工長〕工兵諸工長(木、電、機)の一種で砲兵隊、鐵道隊、飛行隊の特業者たる電機工手の教育に任じ電機作業の指導に當るもので一等、二等、三等に分れ曹長、軍曹、伍長の階級に應ずる、一等電工長が進級して工兵上等工長(准士官)となる。
デンシヨバト〔傳書鳩〕戰地等の通信に使用する鳩で、多くは「どばと」の變種で嘴長く先端が鋭

くて頸と軀幹は共に長く飛翔迅速で一時間によく二十餘里に達するもの、之は使用する前に發信地のものを受信地のものとの交換しておいて書狀を足に結びつけてこれを放つ。

デンシンタイ〔電信隊〕有線電信、無線電信を利用して通信業務に従事する部隊。

デンシンヘイ〔電信兵〕工兵科に屬して電信、電話の架設、修繕、通信勤務に従事する兵。

デンタツ〔電達〕傳へとゞけること。

デンボー〔展望〕敵方を見渡すこと。

テンボシヨ〔展望哨〕戰場にて高き所に登つて遠方を見渡して警戒に任ずるもの。

テンボーチテン〔展望地點〕展望する地點。
テンマク〔天幕〕野營に於て雨露を防ぐために屋根の代りに張る幕。普通天幕と携帶天幕とがある、普通天幕には屋形と圓錐形とがある。

デンレイ「傳令」口上又は筆記の命令、通報、報告を傳達する使ひの者、速度は其度毎に上官より命ぜられるもので並、急、至急の別あり通信紙の封筒を用ふるときは並、急、至急の中消されたいものを用ふる、速度は其部を見よ。

デンレイケン「傳令犬」傳令に使用する犬。

デンレイシ「傳令使」本隊の命令を諸軍に傳ふる武官。

デンレイノソクド「傳令の速度」傳令の速度は地形の難易距離の遠近、天候の良否、明暗の度、乗馬傳令にありては馬匹の状態によりて多少の差異がある、晝間普通の景況に概定せられた速度は次の通りである。

乗馬傳令

並 一時間約八軒（概ね三分の一の歩度即ち常歩二、速歩一の割合）

急 一時間約十軒（概ね三分の二の歩度即ち常歩一、速歩二の割合）
至急 馬力の耐ゆるに應じ成るべく迅速なる速度を用ひ約二千軒以内の距離にのみ應用すべきもの。

徒歩傳令

並 一時間約五軒（概む速歩を用ふ）
急 一時間約六軒（駈歩と速歩とを混用す）
至急 唯近距離にのみ用ふるものにして體力の耐ふるに應じ駈歩す。
自轉車の速度は良好の景況に於て一時間約十二軒を標準とするも道路の景況、天候の良否、明暗及び傳達緩急の程度等に應じ適宜之を定め若しくは到着時刻を以て之を規定す。

ド—イン「動員」通常軍の動員といひ、即ち國軍を平時の態勢から戦時の態勢に移すこと、言ひ換へれば國軍の全部か一部が平時編制から戦時編制に移ることである。

ド—インカレイ「動員下令」動員令が下ること。即ち兵馬の大權を有せらるゝ大元帥陛下の御命令（勅令）により動員が實施せらるゝのである。

ド—インケイカク「動員計畫」動員を行ふ諸準備の方法。

ド—インレイ「動員令」戦時事變に際して軍隊の動員を行ふ命令。

ド—カサク「導火索」爆薬等の發火を誘導する火索（火繩）でその燃焼速度の緩急により緩燃、速燃の區別あり。

ド—カセン「導火線」みち火を點ずる爲に装置した線條。事件を生ずる動機によつて來る因縁。

ト—カツ「統轄」すべておさめること。

ト—カン「統監」全體をすべて監督すること演習統監等。

ト—カンブ「統監部」全體をすべて監督する所。

ト—キユ—「等級」兵卒の位置くらゐ。兵卒等級表を見よ。

ド—キユ—ヘイ「同級兵」同じ等級の兵士。

ト—キヨ「統御」すべてをさめること。

ト—キヨ—ケイビシレイブ「東京警備司令部」警備司令官は陸軍大將又は中將を以て親補せられ天皇に直隸して帝都及其附近の警備に任じ且東京衛戍司令官の職務を行ふ、警備區域は東京市荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡、横濱市及橋樹郡である。
ト—グ—「東宮」皇太子殿下のまします宮殿、轉じて皇太子の尊稱。

トリーグープカン〔東宮武官〕皇太子殿下に常侍奉仕して觀兵式、演習其他公然の儀式に扈從する武官。陸海軍武官がそれ、選補せられ最高級武官が東宮武官長となる。

トリーゴカシ〔凍死〕凍えて死人の様に成ると、之は膚の色は蒼く上下肢、耳、鼻等は固くなつて倒れる。手當方は凍えた人の體は折れ易い故觸れ動すには温在の意あることを要し、風を受けぬ地又は家屋ならば冷かな室に移し、被服を除き雪又は水に浸した布で軽く摩る、體が柔になれば冷かな寢具の上に移して乾いた毛織物又は布片の類を以て全身を摩り醒めないときは人工呼吸を行ひ、醒めたときは微温な湯茶を飲まし次で酒類を飲まず、寢具を被ふには次第に厚くして室は徐々に暖めて決して急に暖めてはならない。

トリーサイカン〔動作〕たちあ、ふるまひ。トリーサイカン〔統裁官〕戦術や兵棋などを演習するに當り、専修員に對しその演習を指導統制、裁斷する人。

トリーシヨウ〔凍傷〕しもやけ。之の手當法は豫防用の軟膏類があるときは鼻、耳、手の指、足の指に塗る紫色になつた處は雪、氷若くは冷水を以て軽く摩り、水泡を生じ又暗黒色を呈するときは水泡の薄皮を破ることなく、爛れたときはガーゼで掩ひ綿帯する、ガーゼのないときは新しい布片に清潔な油を塗つて掩ふ、指は一本毎に綿帯するもの。
トリーシヨウ〔動哨〕歩哨が定められた位置に固定することなく隣りの歩哨と連絡するため又は一定の區域内を移動して警戒する哨兵。
トリーシン〔刀身〕刀の中身。

トリーセキジライ〔投石地雷〕地雷の部を見よ。
トリーソウ〔踏劍〕蹄裏に釘、竹、木片等が刺込んで跛行するもの、之は森林、竹藪、村落等を騎行する際に多く生ずるもので、蹄裏を綿密に検査して其物體を抜取ることが必要である。

トリーソツ〔統率〕すべひきゐること。
トリーチヨク〔當直〕とまりばん。
トリーハイ〔同輩〕同じ地位のもの。ともがら。
トリーバンキンム〔當番勤務〕傳令其他諸雜役にあてられる兵卒。當番卒が若し引率者がなくて外出するときは公用證を携帯すること。當番卒一般の心得は、
一、服務すべき室内、倉庫等は常に清潔にして備附物品は其數を明にして破損紛失等のない様に町寧に取扱ひ且妄りに定位置を變てはならない、又特に火元取締に注意すること。

二、自己の用辨のため許可なくして其服務の場所を離れてはならないこと。
三、傳令を命ぜられたときは其届先を能く承知し若し口上を以て傳達するときは出發前其要旨を復唱し、用事を終へたときは速に復命して、決して往復の途中で私用を辨ずる等のあることがあつてはならないこと。
四、當番の交代は上下番の者立會ひの上申繼をなして監督主任者に報告し、又諸物品の受渡をなすには品目表に照らして破損紛失の有無を改め若し破損品があるときは自然と過誤とを分つて紛失品を取調べて監督主任に報告する事。
五、當番の中で取締を命ぜられた者は取締に任じて他の當番卒を指揮し之と共に命ぜられた勤務に服す。
トリーバンソツ〔當番卒〕當番の任にある兵卒。

トローボノツミ〔逃亡の罪〕陸軍刑法の一に該る犯罪で、故なくして職役を離れ又は職役に就かない者、敵に奔つた者に科せられる。戦時は死刑に處せられ平時屯營を離れ六日以上を經過すると逃亡罪が成立する。

ドモクヒヨイ〔動目標〕動いてゐる目標。

トクラク〔頭絡〕駄馬具の屬品の名稱の一つで、項條、額條、鼻條、頤條、立緒、小緒、鑷鎖、替轡銜、釣金副鎖、替鎖、牽綱、蛇口、端緒、繩等の名稱に別れてゐる。

ドリーヨイ〔同僚〕同じ仲間、同役。

トリーイ〔答禮〕他人の自己に對してなした禮に對してむくいて禮をすること。返禮。

ドレイ〔動令〕號令で豫令と動令とに分れた場合に豫令の次に發するもので之によりて動作を始める、活潑に短く發唱する例へば「前へ進め」

の號令に於て「進め」が動令で之に因つて行進を始める。

ドロロイネイ〔道路泥濘〕道路がぬかること。

トカテン〔渡河點〕河を渡ることの出来る地點で渡船、橋、徒涉場等のある所。

ドクガス〔毒瓦斯〕歐洲大戰に於て獨逸軍が始めて使用し後に聯合軍も之に倣つて使用した毒性の瓦斯で、敵軍をして窒息、催涙、摩爛、嘔吐其他の障害に罹らしめる目的で風向を利用して敵陣に對し其壓搾液化した貯藏器の口を開くと比重が空氣より重いため恰も煙が地上をはふが如くに敵陣に向つて進み行くもので如何なる掩護物の中でも侵入して害を及ぼすもので重要な兵器とされてゐる。

トクギヨイキヨイク〔特業教育〕所要の下士兵卒に一般教育の外戰闘の爲必要な特別の技能

を修得せしめ以て精練なる特業者を養成するを目的とする。

トクシユエンシユイ〔特殊演習〕特別陣地攻防演習衛生隊演習等を總稱す。特別陣地攻防演習は諸兵種及特殊の部隊を編合し堅固なる陣地の攻防を行ひ以て陣地戰に關する軍隊の練成並所要の研究を行ふを目的とす、衛生隊演習は衛生隊幹部以下をして實地に就き其の勤務に熟達せしむるを目的とす。

トクセイ〔特性〕特殊の性質。

トクベツエンシユイ〔特別演習〕特別騎兵演習、特別砲兵演習、特別工兵演習、特別航空兵演習、特別輜重兵演習を總稱す、その目的は數箇の當該兵科團隊を以て主としてその兵科専門に關する指揮運用、戰闘動作並に作業等を演習するにある。

トクベツシヤゲキ〔特別射擊〕幹部や兵卒に益々射擊に精熟せしめ又射擊に對して面白味を持たすために行ふもので其方法は基本射擊に準じて行ふもの。

トクベツシヤシユ〔特別射手〕小銃の基本射擊に於て二年間續いて一等射手の各習會に合格したものと及第二種徽章を得たもの。

ドクホー〔讀法〕軍人たるもの、必ず遵奉しなければならぬ七箇條の誓調。

第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルベカラザル事(眞心を以て忠義を盡して不正直な事や不忠義な事をしてはならない)

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所爲アルベカラザル事(自分より上の人には禮儀を正しく行ひ友達には誠實を以て交り亂暴な事や傲慢な行があつてはならぬ)

第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハズ直チニ之ニ服從シ抗抵干犯ノ所爲アルベカラザル事（上の人の言ひつけはどんな事でも直ぐに従つて決して逆らつたり言ふ事をきかぬ様な事があつてはならぬ）

第四條 膽勇ヲ尙トビ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルベカラザル事（沈着な勇氣を尊んで軍隊の勤めに精を出して臆病、未練、卑怯、怠惰といふ様な事があつてはならぬ）

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルベカラザル事（若い一時の元氣に鼻を高くして小力のあるを威張つて喧嘩などを好み、他人を馬鹿にして世の人に嫌がられる様な事を仕出してはならぬ）

第六條 道德ヲ修メ質素ヲ旨トシ浮華文弱等ニ

リ、軍人ニシテ之ヲ犯セバ當ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラズ遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ平素自ラ戒飾シテ決シテ違犯スベカラザルモノ也、（前に云ふ外に法律や規則に背いて國の罪人となる様な事があつては親や先祖に恥をかゝせ我家の名を汚し悪い評判を自分の死んだ後までも遺す様では自分だけが目の前て受ける恥ばかりでは無い。まして最も重い罪を犯した時は生れ落ちると自然に體についてゐる人並の權利迄も取上げられ社會に立つて人並の交際をしやうとしても人間並の權利を主張することが出来ない様では尙更困まることになる、名譽を尊び恥を知る我々軍人は格別に氣をつけなければならぬ其中でも軍人の罪人を罰する陸軍刑法は軍隊の害になる事をする者を懲らす爲めに特別に厳しく定

流ルルノ所爲アルベカラザル事（善い行をして儉約をして表面さへよければどうでもよいと云ふ様な心掛や行をしてはならない）

第七條 名譽ヲ尙トビ廉恥ヲ重ンジ賤劣汚ノ所爲アルベカラザル事（善い評判をされる事に氣をつけ恥をほんとは知り、いやしい劣等な汚らはしい行ひをせぬ事）

以上掲ル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ恥辱ノミナラザルナリ。況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得ザルニ至ルニ於テヤ。名譽ヲ尙トビ廉恥ヲ重ンズルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘザルベカラズ就中陸軍刑法ハ軍隊ニ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ特ニ設ケラルルモノナルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナ

められてある法律であるから其罰し方も容赦なくなか／＼手厳しいものである、軍人で之を犯した時は只自分の勤めを過まり軍隊の害になるばかりではなく遂には軍隊以外の廣く社會の人々からも信用を落して陸軍の光ある最大名譽に泥を塗る様な事になるのであるから其責任は大變に重くなるのである、夫れであるから平生より自分でよく注意し間違のない様に決して罪になる様な事をしてはならない。

トクムソーチヨ（特務曹長）曹長の一級上で將校ではないが士官の勤務を執つたり敬禮も士官に準じ服装も肩章の外は士官に準じて居るので特務曹長とその相當官を准士官といふ。

トクメイケンエツ（特命檢閲）勅命により元帥陸軍大將又は軍事參議官たる中將が檢閲使となり一箇乃至數箇の師團又は朝鮮、關東洲、臺灣軍

管下の諸部隊の内務、教育、經理、衛生、動員等につき検閲するもの。

トクメイケンエツシ〔特命使〕 検閲を行ふため勅命に依り元帥其他の將官の補せられる職。

ドクリツカオク〔獨立家屋〕 一軒家を云ふ。

ドクリツジュ〔獨立樹〕 大なる樹木で森林とはいひがたいもの。

ドクリツシユビホヘイダイタイ〔獨立守備歩兵大隊〕 南滿洲鐵道守備のため同鐵道沿線主要地に駐屯して居る歩兵大隊で目下數箇大隊ある。

ドクリツブタイ〔獨立部隊〕 他の部隊と連絡を取らないで獨立してゐる部隊。

トケツツ〔解銃〕 交叉した銃を解くこと。偶數伍の後列兵は左足をふみ出して兩手で其銃を取り其他の三名は右手で上帯の下を右手で木被の所を握つて銃を上げ靜に交叉を解いて立銃する。

トシヨージョー〔徒涉場〕 河川を徒歩にて渡る事の出来る處。歩兵は深さ八十瓏米以下、騎兵は深さ一米以下、野砲兵は深さ四十瓏米以下、山砲兵は一米以下の處を徒涉することが出来る。

トセン〔渡船〕 渡し船。

トセンジョー〔渡船場〕 渡し船のある所。

トツカン〔吶喊〕 突撃するとき大聲で疾呼すること。

トツケイシヤメン〔凸形斜面〕 高部の水平曲線は低部のものに比して其間隔が廣く凸形をなして傾斜した地。

トツゲキ〔突撃〕 敵の陣地に向つて銃剣を振して突き込むこと。晝間に於て必要に應じ喊聲を擧げ喇叭を吹奏するも、夜間にあつては至近の距離に於て行つて喇叭を吹かず喊聲を發しないもの。

トツゲキロ〔突撃路〕 突撃する路。突撃路の開設には障害物を破壊する。鐵條網を器具で破壊するには通常鐵條鉄で鐵條を切斷する。然し構成堅固でないものは杭を切斷し若くは拔除し或は太い綱を數本の杭に纏結して之を引倒して破壊する、又爆薬で破壊するには通常障害物破壊筒を用ふる之は迅速に目的を達し其効果は著大である、又構造に依つては掩覆通過をする。鹿岩は斧、鋸、鉋等で樹枝を伐除するか或は鐵條網爆破の方法に依り特別の場合には其脚を掘開し除却し、堅固でないものは横材に綱を結び曳引して一舉に樹枝列を除去する。氾濫は水を導く溝或は堰堤を毀壞する水深及び底の状況等に依つて土囊、土俵、樹枝等で之を填め又は筏、橋等を架設する。地雷は其の導火線を切斷し且つ装薬は勉めて之を誘發せしむる。

トツドロー〔凸道〕 兩側の地より高い位置にある道路。

トトク〔都督〕 全軍をすべてひきゐる大將。都督府の長官。以前の名稱で今日では「某軍令官」といふて居る。

トトクフ〔都督府〕 一方面に於ける軍務及び政務を監督する官府。

トホ〔徒歩〕 かちあるき。

トホセツコー〔徒歩斥候〕 徒歩の斥候、徒歩斥候は進退動作に深く注意して靜肅にして喧噪しないこと、又屢々駐止して聲音を聴取し能く地形を諳識して後になつて説明をなし、又は郷導となり得る如くして要すれば往路と異なる歸路を選び敵に妨害せられない様にすること。

トホセン〔徒歩戰〕 騎兵が馬から下りて騎銃を用ひて徒歩で交戦すること。

トホブダイ〔徒歩部隊〕 各兵種軍隊中乗馬することなく徒歩兵のみを以て編成せられた部隊をいふ一部の指揮官は乗馬する。

トホデンレイ〔徒歩傳令〕 徒歩の傳令。

トヤマガツコー〔戸山學校〕 學生に體操、劍術及喇叭譜等の訓練をなし且體操、劍術及喇叭譜等に關する調査研究及試験を行ひ並軍樂生徒に樂手補たるに必要な教育をなし且軍樂に關する調査研究及試験を行ふ所。

トレツ〔堵列〕 堵の様にならび立つこと。又其のならび立つた隊列。

トロロー〔徒勞〕 無益の勞苦。無駄骨を折ること。

ナイムハンチョー〔内務班長〕 内務班の長で軍曹

伍長を以て之に充てられる。
ナツイコ〔夏衣袴〕 夏季着用する軍衣、軍袴。
ナミアシ〔常歩〕 馬匹の歩度の一種で最も緩なる歩法で一分間約八十六米突の速度。
ナンコーフラク〔難攻不落〕 攻めるに難くして落

二

ニクハク〔肉迫〕 城塞の攻撃に白兵にてしやにむに突撃すること。

ニソリーシキヒコーキ〔二層式飛行機〕 複葉飛行機とも言つて翼が二枚よりなつてゐるもの、「ファルマン」我軍用機は之に屬す。

ニチニチメイレイ〔日日命令〕 軍隊の内務、人事、人馬の補充、戰場掃除、俘虜の取扱等の内直接

作戰に關係しない事項を規定したものの。

ニツセキテンコ〔日夕點呼〕 消燈時間前三十分に行ふもので就寢の挨拶の意味を以て行ふと共に人員の検査をなすもの、命令、訓示等は通常此際授けられる。

ニツチヨーテンコ〔日朝點呼〕 起床後、服裝を整へて日朝點呼の號音で行はれるもので、起床の挨拶を行ふて共に人員の検査をなすもの。當日診斷を受けんとするものは此の際其の旨を内務班長に申出るのである。

ニツチヨク〔日直〕 勤務は週番と同一であつて、一週に満たない時又は其他の場合に於て一日毎に交代して服務するもの。

ニツチヨクカンゴチョー〔日直看護長〕〔日直看護卒〕 週、司令に隸屬し且高級軍醫及當直軍醫の指示を承け一般任務の外、隊内の衛生に注意し、

軍醫退營後は患者の救急處置に任ずる。

ニツチヨクキンム〔日直勤務〕 日直にある者の勤務、週番勤務と同一である。

ニツチヨクシヨークー〔日直將校〕 日直にある將校。

ニツチヨクシレイ〔日直司令〕 日直勤務に於ける高級者で隊内諸勤務を統轄司令す。

ニトーアンコーチョー〔二等鞍工長〕 鞍工長参照

ニトーガクシユ〔二等樂手〕 樂手の部参照。

ニトーガクチョー〔二等樂長〕 樂長の部参照。

ニトーカコーチョー〔二等火工長〕 火工長参照。

ニトーカコーチョー〔二等靴工長〕 靴工長参照。

ニトーカンゴカン〔二等看護官〕 看護官の部参照

ニトーカンゴソツ〔二等看護卒〕 看護卒の部参照

ニトーカンゴチョー〔二等看護長〕 看護長参照。

ニトーカンジヤ〔二等患者〕 行軍中の患者で下士

又は上等兵の監視を受けて隊列を離れて適宜に歩行するもの。

- ニトキコチヨ(二等機工長) 機工長参照。
- ニトグンイ(二等軍醫) 軍醫の部参照。
- ニトグンイセイ(二等軍醫正) 軍醫正の部参照。
- ニトケイシユ(二等計手) 計手の部参照。
- ニトシヤシユ(二等射手) 初年兵及未熟な射手
- ニトシユケイ(二等主計) 主計の部参照。
- ニトシユケイセイ(二等主計正) 主計正参照。
- ニトジユイ(二等獸醫) 獸醫の部参照。
- ニトジユイセイ(二等獸醫正) 獸醫正参照。
- ニトジユコチヨ(二等銃工長) 銃工長の部参照。
- ニトシヨ(二等症) 一等症ならざる病症で自然に起つた傷病者。
- ニトソツ(二等卒) 兵卒中一番下位のもの。

- ニトタンコチヨ(二等假工長) 假工長の部参照。
- ニトテイテツコチヨ(二等蹄鐵工長) 蹄鐵工長の部参照。
- ニトデンコチヨ(二等電工長) 電工長の部参照。
- ニトホコチヨ(二等縫工長) 縫工長参照。
- ニトマコチヨ(二等磨工卒) 磨工卒の部参照。
- ニトマコチヨ(二等磨工長) 磨工長参照。
- ニトモコチヨ(二等木工長) 木工長参照。
- ニトヤクザイカン(二等藥劑官) 藥劑官参照。
- ニトヤクザイセイ(二等藥劑正) 藥劑正参照。
- ニナエツツ(擔銃) 執銃法の一で、右手を以て銃を上げ、概ね銃身を右に且つ之を垂直にして拳を略の肩の高さにすると同時に左手で照尺の下を握り、銃身を半ば前の方に向けて少しく銃

- を上げると同時に右手を伸ばして食指と中指との間に床尾踵を置く様に床尾を握つた後、右手で銃を右肩に擔ひ、銃身を上にすると同時に右手を遊底の上に置き右上腕を軽く體に接して床尾の鐵を體より一握程はなし、銃は上衣の釦の線を平行させて楯桿の高さを概ね其第一、第二釦の中央にして左手を下ろす。
- ニユイン(入院) 傷病者の衛戍病院に收容せらるること。
- ニユエイ(入營) 軍隊に入つて兵士となること
- ニユキユ(入既) 疾病に罹つた馬を病氣既に入らしめること。
- ニユゴク(入獄) 刑務所に收容すること。
- ニユシツ(入室) 練兵休よりは重いもので醫務室内にある休養室に入れて加療するもの。
- ニユタイシキ(入隊式) 入營して二、三日の後

ネ

- ニリンシチヨ(入浴) 湯に入ること。
- ニリンシチヨシヤ(二輪輻重車) 輻重兵が彈藥糧食其他の軍需品を運搬するに用ふる二輪の車
- ニンタイ(忍耐) 困苦を忍んで屈せず缺乏に耐へて撓まず克く心力を盡すこと。
- ニンム(任務) 責任あるつとめ。やくめ。
- ニンメイ(任命) 職務を命ずること。
- ネウチ(伏射) 射撃姿勢の一で、先づ示された目標に正對して頭を其方向に保つた儘左手で彈藥盒を左右に開き左足を膝射に於ける如く踏み出

すと同時に上體を半ば右に向けて、右膝から逐次に地に著け左手を體の前に出し地に著け、體を射撃方向に對して約三十度にして伏臥して左手を以て立射の如く銃を保つて裝填した後右手を以て銃把を握り目標に注目して銃把を腮の稍々前にあるやうにして兩肘を地に支える。

ネンリヨ—〔燃料〕 火を燃す物料、之れには固形燃料と液體及瓦斯燃料とあり、薪炭等は前者に屬し、石油、瓦斯は後者に屬す。

ネンレイマンゲン〔年齢満限〕 現役の將校、下士の服役年齢の限度。

ノ—ホ—〔藥砲〕 藥囊を使用する各種の火砲。

ノ—ム—〔濃霧〕 濃い霧。深い霧。

ノ—リ—ヨク〔能力〕 仕事をするちから。活動するはたらき。

ノ—ガ—マ〔野廳〕 野營に際して食料を煮炊するため作る廳。

ノ—ロ—シ〔狼烟〕 合圖のためにあげる煙。



ハイゾク〔配屬〕 くばりしたがはずこと。

ハイゾクシヨ—コ—〔配屬將校〕 配屬された將校學校配屬將校の如し。

ハイノ—〔背囊〕 徒歩兵の背上に負ふ方形の囊で毛皮で出来てゐて入組品は大隊の規定に依つて多少異つてゐるけれども概ね次の物品を入組む軍隊手鏢、褌袴下各々一枚、靴下二足、木綿足袋草鞋各々一足、携帶豫品一組、手入具、携帶

口糧、此他彈藥若干。

ハイバ—〔廢馬〕 役にたゝない馬。

ハイビ—〔配備〕 軍隊を分配備置すること。

ハイヒン—〔廢品〕 使用にたへなくなつた物品。

ハイヘイ—〔廢兵〕 戦争又は公務によつて負傷して不具者となつた兵士。

ハイヘイイン—〔廢病院〕 廢兵を收容して生活せしめ且生業を授くる所で内務省の所轄なり。

ハイメン—〔背面〕 部隊の第二列の面。編成せる横隊(身長順序に右より左に番號をつけたる時)が廻れ右をした時の隊形。

ハイメンコ—ゲキ—〔背面攻撃〕 敵の後方を攻撃する事。

ハイレツ—〔配列〕 くばりならべること。

ハカイ—〔破壞〕 こはすこと。

ハカマシタ—〔袴下〕 軍袴の下にはくズボン。

バクエイ—〔幕營〕 野外に天幕を張り設けた營舎。

バクエン—〔爆煙〕 火藥の爆發に依つて生じた煙。

バクオン—〔爆音〕 爆發に依つて生ずる音響。

バクカン—〔爆管〕 裝藥に點火するため藥筒底に附著するもの。

バクゲキ—〔爆撃〕 爆發物を使用して攻撃すること

バクゲキヒコ—ダイ—〔爆撃飛行隊〕 之には輕爆撃隊、重爆撃隊とあつて、輕爆撃隊は其性質上遠距離飛行及び夜間飛行に適しないから晝間三四千米の高度から術工物、活動目標等に對して爆撃を行ふもので、尙地上戦闘が耐なときには低空飛行を行つて機關銃で地上戦闘に参加することがある。重爆撃隊は機體が大きくて行動が鈍重であるから主として夜間飛行を行つて遠距離の敵の補給機關、交通線、術工物、飛行場、宿營地、橋梁、重要都市等を爆撃し又夜間の偵察

バリヨコ「馬糧庫」馬糧を蔵つておく倉庫。
 ハレツ「破裂」割れ裂けること。さげくだけること。
 ハレツキヨリ「破裂距離」目標から弾丸が空中にて破裂する點に至る水平距離。
 ハレツコー「破裂高」目標の基脚から弾丸が空中にて破裂する點に至る垂直高。
 ハレツテン「破裂點」弾丸が空中にて破裂する點。
 ハン「班」組。區分で中隊は數個の内務班に分れ又教育のために數箇の教育班に分たれる。
 ハンエイキエチクジヨ「半永久築城」永久築城を補足し又は平時より築設し得ざりし要點を堅固にするため戦役間數週若くは數月の日時を費し堅固なる材料を用ひて設備する陣地。
 バング「輓具」二輪輻重車を輓くに用ゆる器具で之を大別すると、輓馬勒、輓鞍、頸上革、緩喉

革、腹帶、轅木、受金、輓綱、鞞、袴革、蹄鐵囊、結揚、小綱、鞍下毛布等である。
 バングゾクヒン「輓具屬品」輓具に附屬するもので、携帶馬糧囊、水與器、麥袋、小綱。
 ハンゴ「飯盒」アルミニウムで作つてあつて飯を炊いたり食物を容れたりする重寶な道具である。蓋、掛子、體よりなつて、蓋は食物の蓋をする外に湯、汁等を容れる用をも兼ね、掛子は菜を入れる外に米、麥を量り菜を煮るに用ふ掛子一杯は二合である、體は飯を容れ又飯を炊くに用ふる、體の内側には二條の線があつて下は二合、上は四合の飯を炊くときの水の分量を示すものである。
 ハンゴースイジ「飯盒炊事」飯盒にて煮炊すること。
 ハンスーハレツカイ「半數破裂界」平均破裂點を

中心として破裂點の半數を含む限界。
 ハンチヨ「班長」内務班の頭で班員を指揮指導して融々和樂の家庭を作り内務を整理すべき任を持つ人で軍曹、伍長が之に任せられる。
 ハンズキジヨトヘイ「班付上等兵」班に付いてゐる上等兵。
 バンバレッツ「輓馬列」輓馬を前後二列に排列したもの。
 バンパロク「輓馬勒」輓具の一つで之は、頭絡、項革、頸革、咽革、頰革、韁（留木）、控韁、衝か
 らなるもの。
 ハンランノツミ「叛亂の罪」陸軍刑法の犯罪の一で次の者に科せられる。黨を結び兵器を執つて反亂した者、反亂を爲す目的を以て黨を結び兵器、彈藥其他軍用に供する物品を劫掠した者、軍隊又は要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥其他軍

用の場所、建造物其他の物を敵國に交付する者、敵國の爲に間諜を爲し又は敵國の間諜を幫助する者、軍事上の機密を敵國に漏洩する者、敵國のために嚮導をなし又は地理を指示する者、敵國に降参さすため司令官を強要する者、敵國のために俘虜を奪取し又は逃走さす者、敵國を利用するために要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥其他軍用の場所、建造物其他の物を損壞し又は使用する事の出来なくした者、水陸の進路橋梁を損壞又は壅塞し又は其他の方法を以て軍隊艦船の往來の妨害をする者、隊兵の潰走混亂を起さし又は其連絡集合を妨害する者、命令通報若くは報告を詐り傳へ又は虚偽の命令通報若くは報告を爲す者、流言蜚語し又は敵前にて叫呼喧噪する者等。



ヒオイ〔日覆〕太陽の光線を避けるもので夏季帽子に附し(帽日覆)又は窓硝子より日光のさしこむのを遮るため(窓日覆)に用ふ。

ヒガイ〔庇蓋〕蓋のやうに覆ふもの、屋根の如きもの。

ヒガイ〔被害〕損害を受けること。

ヒカエヘイ〔控兵〕警戒部隊などの後援となり且その警戒部隊と交代すべき準備にあるが如き部隊を控兵といふ。

ヒカクヒヨイメン〔比較表面〕測圖又は測量に於て土地の高低を定める際未知點の標高を既知點の標高に比較して測定す、この既知點の表面の如き比較さるべき基準面をいふ。

ヒキクラ〔靴鞍〕靴具の一種、鞍鞍、鞍褥、鞞受、頸上革托鑽、控綱托鑽、鞞托鑽、蹄鐵囊托鑽、腹帶托鑽、受金托鑽等より成る。

ヒコイガツコ〔飛行學校〕學生に航空に關する諸般の學術を修得せしめ之を各部隊に普及し常に是等諸學術の査定研究を行ひ以て航空兵教育の進歩を圖り並航空に關する兵器、器材の研究試験を行ふ所で、所澤、下志津、川野の三箇所にある。

ヒコイキシヤゲキ〔飛行機射撃〕小銃で飛行機を射撃するには高度千米以下で直距離千二百米以内、仰角三十度乃至八十度の範圍内とする。尙射撃姿勢に對して側方を飛行するものを射撃する場合は射撃位置より飛行機の進路に下した線を基準として其前後各々三十度以内なることを要し、射方向に於て自己の前方三百米より四千

米に互る間に友軍がゐるときは射撃をしないものである。射撃は飛行機に追隨して行ふもので照準は飛行機の後端とする、射撃姿勢には逆射と立射、膝射を應用する場合がある。敵機が近く現出して急襲して來る場合は三百米の照尺で普通の射撃方法で之に應ずるがよい。

ヒコイキツイラク〔飛行機墜落〕飛行中の飛行機が發動機或は機體の故障、破壊、操縦者の不注意等に因つて地上に落ちること。

ヒコイケイホ〔飛行警報〕敵飛行機の襲來を知らせること。此警報のあつたときは特別任務ある者の外は直ちに所在の掩蔽物を利用し、夜間には特に火光の漏洩に注意して上空に對して庶蔽のあるまでは之をつゞける。

ヒコイジヨ〔飛行場〕飛行機が飛行するに要する一定の場所。

ヒコイシヨ〔飛行將校〕航空隊に屬して飛行機を操縦する將校。

ヒコイタイ〔飛行隊〕航空隊の部を見よ。

ヒコイテイサツ〔飛行偵察〕飛行機を使用して上空より偵察すること。

ヒコイレンドン〔飛行聯隊〕一本部と二乃至三箇大隊より成る。

ヒザ〔臂座〕散兵壕に於ける一部の名稱で照準の際肘を支へ彈藥を置く用に供する部分。

ヒザウチ〔膝射〕射撃姿勢の一つで、先づ示された目標に正對して頭を其方向に保つたまゝ左足を約半歩右足尖の前に足尖を僅に内にして踏み出すと同時に上體を半ば右に向け、右手を以て劍鞘を前に拂つて右脚を曲げ其の股を目標の方向と殆ど直角のやうに平地につけて臂を右足の後方に於て地につけ、左脚を立てて同時に右

手で銃を前に倒し、右手で立射のやうに之を保ち其前臂を左膝の上に置いて床尾飯を右股の内側に當て、装填した後右手を以て銃把を握り目標に注目して上體を自然の方向に概ね眞直に保つ姿勢。

ヒシヨークイホー「非常警報」非常の場合の警報
ヒシヨークシユー「非常呼集」兵營内に於て事變に際して部隊を武装さして集合整列さすこと
喇叭の號音を以て行ふ。此場合には下士以下は兵器を携へて舍前に整列して命令を待つもの。
ヒセントーイン「非戦闘員」戦闘に参加出来ないもの、老人、婦女、幼兒、不具者等の如きもの
ヒダンチ「被弾地」彈丸の落下する地帯。
ピトー「尾筒」銃尾機關の一つで、遊底及び彈倉機を收容する所で、遊底駐子、蹴子、逆鉤、引鐵等が附著してゐるもの。

ヒトクミジユータイ「一伍縦隊」乗、駄馬部隊の隊形にして各馬が縦に一頭宛列びたるもの。
ヒフク「被服」身體につけるもので、兵卒に支給される主なものは、軍帽、軍衣、軍袴、夏衣、夏袴、外套、襦袢袴下、手套、靴下、軍靴（徒歩隊にては編上靴、乗馬隊にては長靴）、營内靴（脚絆、拍車（乗馬隊のみ）、軍隊手躰、背囊、騎兵にはなし）、雜囊、飯盒、水筒、携帯天幕、被服手入具、寢具等である。
ヒフク「被覆」急峻な斜面を築くにあつて土砂の崩れるのを防ぐために施すもので、其種類には、糾草被覆、土囊被覆、板被覆、樹枝被覆、東柴被覆、編條被覆、保籃被覆、其他土塊、石煉瓦、土俵、樽、箱、角材、丸太等を以てする被覆がある。
ヒフクコ「被服庫」被服を藏つておく倉庫。

ヒフクシヨー「被服廠」軍隊の被服を作る所。
ヒフクテイレグ「被服手入具」絨刷毛、靴刷毛、洗濯刷毛、油壺、小刀、鋏、針、絲卷、燕口袋、麻袋等を總稱するもの。
ヒミツ「秘密」公開しない事。かくして知らさないこと。
ヒミツローエイ「秘密漏洩」秘密がばれること。
ビヨーンセン「病院船」戦争によつて生じた傷病者及び難船者を救済することを目的として設けられた船舶。
ヒヨーキ「標旗」めじるしに立る旗。めじるしをつける旗。はたしるし。
ヒヨークーシキ「標高式」測圖に於て水準面から地表面の點に至る距離を記して各地點の高低を示し土地の起伏を現はす式。
ヒヨーシキ「標識」しるし。

ビヨーシヤクイキ「描寫區域」描きうつす範圍。
ビヨージユン「標準」めあて。めじるし。
ビヨーシヨージヨー「表彰狀」一般の儀表である行爲があつた下士以下及び部隊を表彰するため授けられる名譽の褒狀。
ヒヨージョーツーカーホー「水上通過法」行軍の部を見よ。
ヒヨータキ「標的」まと。めじるし。
ビヨーパーシユーヨーシヨ「病馬收容所」疾病に罹つた馬を收容する所。
ビランセイガス「糜爛性瓦斯」毒瓦斯の一種で、雲霧狀となつて飛散して衣服、靴等を透して皮膚に炎症を起し或は内臓に作用して其粘膜を腐らせて治療に長時間を要するばかりでなく遂に死に至らしむるもので、持久性が数日或は十日間効力を維持するも、「イペリット」「ルイ

サイト」等。
ヒリンシヨ—シヨ「比隣哨所」隣りの哨所。

7

フリーキ「風紀」軍人の態度並に軍隊の面目を保たす所の法則で、風儀のことである。
フリーキエイエイ「風紀衛兵」聯隊毎に設けるものであつて週番司令の指揮に屬して營内の取締に任じ營門出入者の監視に任ずるもの。
フリーキエイエイジヨ「風紀衛兵所」風紀衛兵の詰所。
ブカ「部下」特別關係ある上官に従ふ下級者。
ブカン「武官」軍籍にあつて軍事にたづさはる官吏。
ブキ「武器」戦争に使用する器具の總稱。

フクイン「幅員」ひろさ。はば。
フクエキ「服役」兵役につくこと。
フクエキネンゲン「服役年限」兵役に服する期限
フクガ「副駕」難路を行進するとき繫駕車輛に他の馬を添へつけること。
フクガ「伏臥」ねること。伏すこと。
フクカン「副官」長官に直屬して軍事上の庶務を掌る武官。
フクカンケンシヨ「副官懸章」副官が右肩から左腋下に懸ける飾章、尙懸章の部を見よ。
フクジユ「服役」したがうこと。
フクシヨ「副章」勳章の本章の代りに着けるもの。
フクシヨ「副將」主將の次のもの。
フクシヨ「復唱」くりかへして唱へること。傳令を命じられたとき口上を以て傳達するときな

すもので出發前其要旨を繰返して唱へること。
フクシヨ「複哨」二人乃至四人の歩哨。
フクソノシユルイ「服装の種類」將校准士官と下士以下とに區別があり其種類も異つて居る、將校准士官は之を分ちて正装、禮装、通常禮装軍装、略装の五種類とし下士以下は軍装、略装の二種類とす。
正装は拜謁を賜はるとき、三大節の日宮中に參内する時等最も廉ある儀式の場合に之をなし正帽に前立を付け、正服、飾帶、正緒等を装著し白革手套刀帶は二環をつける。
禮装は正装より正帽の前立と、飾帶とを除きたる服装で親戚の葬儀參列、葬儀委員等に服する時等に装する。
通常禮装は天機奉何のため參内する時、廉ある儀式に參列する時等に之を用ひ軍帽軍服に、白

色手套、刀帶二環等の服装。
軍装は出征の時、秋季演習參加の時、其他諸勤務に服する時等で、通常禮装に準ずるか隊伍に列する時は武装を整へる。
略装は軍装に準ずるも一部のものを省略し又は代用品を用ふることも出來平素の演習等に常に此の服装をなす。
下士以下の軍装、略装も大體右に準ずる、但し近衛騎兵の下士以下が儀仗服装の時、公式鹵簿にありては正帽正服を装著す。
フクド—シンカン「複働信管」榴霰彈に装置して著發、曳火の二つの作用をなすもので、信管廻にて信管を測合して發射するときは空中所望の點にて曳火さすことが出来る。
フクヘイ「伏兵」隠れて敵の來るのを待ち急に起つて襲撃する部隊。

フクホ〔複歩〕二歩のこと。距離測量等に用ふ。
 フクボーキヨ〔副防禦〕敵の前進を妨害するため
 に鹿砦、鐵條網、拒馬、狼井、地雷等の障礙物
 を保壘、砲臺、掩體等の附近に設けること。
 フクム〔職務〕職務に服すること。
 フクメイ〔復命〕命令を受けた事を終へて其始末
 を申上げること。
 フコーバツグン〔武力拔群〕手柄が多くの人に抜
 きいでること。
 フコクキヨヘイ〔富國強兵〕國が富んでゐて兵
 力が強いこと。
 ブシヨ〔部署〕持ち場。てわけ。
 フジヨリヨ〔扶助料〕遺族をたすける目的で或
 年期間給與する金銭で、恩給を受ける者又は受
 ける資格のある者が之を受けずに死歿したとき
 其の寡婦に、寡婦なきとき又は死歿したときは

其孤兒、又は父母、祖父母の中へ給せられる。
 フシンバン〔不寢番〕通常日夕點呼後より翌朝起
 床時限迄中隊毎に之を設け、週番下士に隸屬し
 て火災、盜難の豫防及衛生に注意する。
 ブソ〔武装〕戦時の装ひ。戦闘の準備。
 ブソカイジヨ〔武装解除〕武装を解くこと。
 ブタイ〔部隊〕司令部、聯、大、中隊等を問はず
 軍人軍隊の集團をいふ。
 ブタイエイヘイ〔部隊衛兵〕軍隊宿營の際各部隊
 の宿營地區毎に設くる衛兵。
 ブジヨクノツミ〔侮辱の罪〕陸軍刑法の罪名の一
 で上官又は哨兵を其面前に於て侮辱した者、又
 は文書、圖書若くは偶像等を公示し又は演説を
 なし其他公然の方法を以て上官を侮辱した者に
 科せられる。
 フツギヨ〔拂曉〕夜の明けがた。夜明け。

フドーノシセイ〔不動の姿勢〕基本の姿勢であつ
 て、兩踵を一線上に揃へて之を着け兩足は約六
 十度に開いて齊しく外に向け、兩膝はこらずに
 之を伸ばし上體は正しく腰の上に落付け、脊を
 伸ばして少しく前に傾け、兩肩を少し後に引い
 て一様に之を下げて兩臂は自然に垂れ、掌を股
 に接して指は軽く伸ばして之に並べ中指を概ね
 袴の縫目にあて、頸及び頭を眞直に保つて口を
 閉ぢ兩眼は正しく開いて前の方を直視する姿勢
 フドーモクヒヨ〔不動目標〕固定して動かない
 目標。
 フハツタン〔不發彈〕發火しない彈藥。不發彈の
 あつたときは靜かに遊底を開いて彈藥を廻して
 新しく位置を取らし再び射撃して尙發火しない
 ときは監視者に申し告げて別の彈藥を受ける。
 フミイタ〔踏板〕輻重車輛の名稱の一。

ブメイ〔武名〕武勇のほまれ。
 ブユイ〔武勇〕武事に長じ勇氣に富むこと。たけ
 く強いこと。
 フリヨ〔俘虜〕とりこ、とらはれ。
 フリヨシユエーヨジヨ〔俘虜收容所〕俘虜を收容
 する所。
 フリヨニカンスルツミ〔俘虜に關する罪〕俘虜を
 看守又は護送する者が其俘虜を逃走せしめた者
 俘虜を逃走せしめ又は逃走せしむる目的を以て
 器具を給與し其他逃走を容易にする行爲をなし
 た者又は此目的を以て暴行又は脅迫をなした者
 俘虜を奪取した者、逃走した俘虜を隠匿し又は
 隠避した者に科せられる罪で陸軍刑法に該當す
 るもの。
 ブンカ〔分火〕火力を數個の目標に分配すること
 ブンカイ〔分解〕横廣の隊形から縦長の隊となる

こと。

ブンカイカクノイ「分解格納」格納法の一で、格納六箇月以上に亘る場合に適用するもので使用に際して手入組立の迅速、活塞鑢、弁發條等の永久變形を防ぎ且各部品の特檢手入を容易ならしむる様にしておくものである。此格納法に於ては發動機本體を分解して完全に洗滌し乾燥後總て發錆の虞ある部分には「ドーエー」油を適度に塗布して同一種類に屬する部分毎に取纏めて適當の木箱に收め牝螺、坐飯、小螺桿等は同一種毎に徑一密米内外の眞鍮線にて結束して「ドーエー」油を塗布した奴一定の木箱に收める部隊の混合紛失を避けるため明瞭な標識を附し且完全な鍵を要す。

ブンキテン「分岐點」道路の分れてゐる所。物事の分れる所。

ブンケン「分遣」分派しつかはすこと。

ブンスイレイ「分水嶺」河流の潤す區域を區劃して之を境とし河流を反對側に流下さす山脈。

ブンセン「奮戰」力をふるつて戦ふこと。

ブンテイセイガス「噴嚏性瓦斯」毒瓦斯の一種で其代表的なものは「チフェニールクロールアルシン」で之は白色の固體であるが、雲霧狀に飛散して細粉は鼻咽の粘膜を甚だしく刺戟して、連續して嚏を起さすばかりでなく嘔吐をも催させ防毒面を使用する事が出来ないやうにするものである。此種類には「チフェニールシアンアルシン」「アダムサイト」等がある。

ブンリ「分離」分れ離れること。はなれる。

ブンレツシキ「分列式」觀兵式の一運動で閱兵式に續いて行はれ各兵科が定まつた部隊形で目標に向つて直進し、受禮者の兩側前に立てる標兵

中近き標兵の線で隊長は「頭右」の號令を下し部隊は一齊に受禮者に注目敬禮しその姿勢を保ちて前進を繼續し次の標兵の線で「直れ」の號令を下し以て齊整嚴肅なる敬禮式をなすのである。



ヘイイン「兵員」兵士の數。

ヘイエイ「兵營」兵士の起居する所で本部、兵舎、厩、倉庫、工場、炊事場等に區分してある。

ヘイエイセイカツ「兵營生活」軍隊内の生活。

ヘイエキ「兵役」帝國臣民の義務で軍籍に編入せられて軍事の義務に服すること、分つて常備兵役、補充兵役、後備兵役、國民兵役とである。ヘイエキノギムシヤ「兵役の義務者」兵役の義務

を有する者。日本帝國の臣民で滿十七歳から滿四十歳迄の男子は總て兵役に服する義務を有するもの、但し六年の——懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者は此榮譽を受くることは出来ない。

ヘイエキメンジヨ「兵役免除」兵役に服することを免ぜられることで、疾病又は不具等で徵兵検査に依つて勞役に堪へないことを認められた者に限るのである。

ヘイカ「兵科」憲兵、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、航空兵、輜重兵をいひ、騎兵、砲兵、工兵、航空兵、輜重兵を特科ともいふ。而して軍服の上着の襟章の定色で識別する即ち憲兵は黒、歩兵は緋、騎兵は萌黃、砲兵は黃、工兵は鶯、航空兵は空色、輜重兵は藍色の襟章を附してゐる、巻頭の挿繪を見よ。

ヘイカ〔兵火〕戦争のために起る火事。

ヘイカ〔兵禍〕戦争のために生ずる禍。

ヘイキ〔兵氣〕軍人たる氣性。

ヘイキ〔兵棋〕大梯尺の地圖の上に敵味方に分れて統裁官の指導の下に兩軍の隊標(コマ)を並べて實際の軍隊を動かす如く戦術を練習すること。

ヘイキ〔兵器〕武器に同じ。

ヘイキコ〔兵器庫〕武器を蔵つておく倉庫。

ヘイキンシヤキヨリ〔平均射距離〕平均彈著點から砲口に至る距離。

ヘイキンダンチヤクテン〔平均彈著點〕數多の彈著點の中心。

ヘイキンハレツキヨリ〔平均破裂距離〕數多の破裂點の中心から目標に至る水平距離。

ヘイゴ―〔併合〕散開する部隊を集結するには集

合又は併合を用ふ併合とは散兵各自が散開前の定位に復することを求め、駈歩にて分隊長の許に集り示されたる隊形を取ればよい、指揮官は豫め隊形を示して「併せ」の號令を下す。

ヘイジ〔平時〕戦時事變にあらざる平常の状態。平和な時。

ヘイシキ〔兵式〕軍隊式。

ヘイジシダン〔平時師團〕平時編制の師團で其の數は近衛師團の外十六箇師團がある。平時に於ける師團の編制(特別のものを除き)は、師團司令部が一、歩兵旅團が二、騎兵聯隊が一、野砲兵若くは山砲兵聯隊が一、工兵大隊が一、輜重兵大隊が一である。以上の外特別の師團には騎兵旅團、野戰重砲兵聯隊又は旅團、獨立山砲兵聯隊、重砲兵聯隊又は大隊、高射砲兵聯隊、鐵道聯隊、電信聯隊又は大隊、飛行聯隊、氣球

隊、戰車隊、軍樂隊、教化隊を附す。

ヘイシツ〔兵室〕兵舎の構造に依つて中隊毎に若干の内務班に分けて兵卒を配當してあるこの各室をいふ。

ヘイジヘンセイ〔平時編成〕平時に於ける軍隊の組立。尙平時師團の部を見よ。

ヘイシヤ〔兵舎〕軍人の起居寢食する建物。中隊毎に區分して中隊長室、事務室、將校室、下士室、兵室(内務班)、豫備室、物置等に分つ。

ヘイシヤホヘイホ―〔平射歩兵砲〕十一年式平時歩兵砲で行軍間は駈載し戰團に加入するに當つては卸下して砲手の臂力で運搬して歩兵と共に行動することが出来る、口径三十七耗で、一千米に於て命中良好、五百米に於て戰車の裝甲板を貫通する發射速度は一分間に二十發。任務は暴露せる機關銃の破壊機關鏡眼及觀測所又は展

望孔の射撃、防楯の破壊並に近距離に於ける戰車の裝甲を穿貫するにある。

ヘイシユ〔兵種〕軍人を各別の任務より區別した種類で之を分ちて七兵科四部とする、七兵科とは憲兵、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、航空兵、輜重兵をいひ、四部とは經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部をいふ。

ヘイセイ〔兵勢〕軍隊の勢。

ヘイセイ〔兵制〕兵備の制度。

ヘイセキ〔兵籍〕陸軍々人の兵事關係上の籍をいふ。即ち軍人は民法上の戸籍と共に軍事上の兵籍とを有する、この籍は現役のものには平時所屬部隊に、在郷者は本籍地所屬聯隊區司令部にある。

ヘイソ―〔兵裝〕兵士の服裝。

ヘイツツ〔兵卒〕上等兵以下の兵士。

エイツツノゲンエキキゲン「兵卒の現役期限」現役の部を見よ。

エイツツノコービエキ「兵卒の後備役」豫備役を終った兵卒の服するもので年限は十箇年であるが、七年四箇月以上常備兵役に服した者は前服役を通算して十七年四箇月に満つるまでとす。

エイツツノヨビエキキゲン「兵卒の豫備役期限」現役を終った兵卒の服するもので其期限は五年四箇月であるが、現役二年より短きか或は長い兵種に在つては現役を通じて七年四箇月に満つるまでである。

エイタイ「兵隊」兵士。

エイタン「兵站」作戦軍の所在地より内地留守部隊までの連絡線を兵站といひ、其の勤務は軍の活動力を保持し且之を推進するを主要の任務とす、即馬匹及軍需品の前送、補給、作戦に必要

なき人馬物件の收容、通行人馬の宿泊、給養及診療其他野戦軍の後方連絡線の確保、遺棄軍需品の蒐集利用、戦地に於ける諸資材の調査利用並に民政等を包含する。

エイタンシユビヘイ「兵站守備兵」兵站地を警戒防守する兵士。

エイタンセン「兵站線」内地留守部隊所在地に端を發し野戦軍の所在地に至る間の陸路、鐵道、水路等を利用し之を設定する。

エイタンソーコ「兵站倉庫」兵站地に造られた倉庫。

エイタンチ「兵站地」兵站を設置した土地。

エイタンチ「平坦地」高い低いのない平な土地。

エイタンチイキ「兵站地域」兵站を設置した區域

エイタンビョーイン「兵站病院」兵站地に設置した病院で、兵站地に駐在し又は通行し若しくは

輸送して来る軍人、軍屬の病傷者を收容治療して之を後備病院に輸送するもの。

エイタンブ「兵站部」兵站地に設けられて軍需の輸送又は軍人の收容を取扱ふ所。

エイフク「平服」禮服に對するもの、平日着用する衣服。

エイメンズ「平面圖」一つの水準基準面上に地物を投影して其の位置形状、種類を現はしたものをイリツジユータイ「併立縦隊」中隊縦隊を側面向にしたもの。

エイリヨク「兵力」軍隊の力。

エイワ「平和」平かに治まること。

エイワコクフク「平和克復」戦に勝つてもとの平和にかへること。

エイワジヨイヤク「平和條約」交戦國の間に於て其職を止めて平和に復するために結ぶ條約。

エイワダンバン「平和談判」平和條約を結ぶための談判。

ベツチヨ「別徴」馬の識別とするに足る特徴で生れつきに有し又は創傷等に依つて生じたもので馬の能力には關係のないもので之には、

一、額刺毛は額に生じた少數の白毛。

二、星は額の中央にある白斑。

三、流星は星の長く下方にのびたもの。

四、鼻白は鼻端に白斑のあるもの、

五、白は四肢の下端にある白斑にして其數に依つて一白、二白、三白、四白といふ。

六、施毛は體の一部に於て毛の旋回又は逆生するもの。

以上は先天的のものであつて創傷等に依るものは次のものがある。

一、異毛は創傷に依つて局部に生じた異毛色を

いふ、又先天的に生ずることもある。

二、痕痕は創傷に依る禿痕。

三、烙印は頸、軀、肢等の一部に押しした焼印。

ベツド—タイ「別働隊」敵軍の側方又は背後に轉進して敵の交通連絡を斷ち其軍資を損害せしめたり又は奪掠し、若くは敵情を収集する等の任務に當る獨立の部隊。

ヘンジヨ—「編條」斜面の被覆、泥濘濕潤な道路の補條、障物物の掩覆（敵の障物物を容易に通過するため）等を用ひられるもの、一つで、太さ約五珊長さは編組の高さより約二十珊長い杭（木或は竹）を緯として之に柴、割竹又は細竹を編んで蓆狀とするもの、其編組部の幅員は使用上の便利を顧慮して長さ二米高さ一米以上となさないもの。

ヘンセイ「編制」箇々のものを集めて團體を組織

すること。

ヘンソクブツ「編束物」斜面の被覆、泥濘濕潤な道路の補條、障物物の掩覆（敵の障物物を容易に通過するため）等を用ふるもの。

ヘンニユ—「編入」くみ入れる。くみこむ。

ヘンノ—「返納」返し納めること。お返しすること。

ヘンヒ「偏避」銃の特別な性質、彈藥の構造天候氣象の影響、射手の一定した癖等に依つて彈丸が所望の點に命中しないとき其命中せしめんとする點と彈著點との隔りをいふ。而してこれには概ね一定のものと不定のものがある。

ホ

ホ—イ「包圍」敵の兩翼若くは一翼を正面と併せ

て攻撃すること。

ホ—イシヤゲキ「包圍射撃」敵を包圍して射撃すること。

ホ—イハンテイホ—「方位判定法」東西南北の方向の見分けをつける方法。之には磁石を以て知る法、地圖を利用する方法、太陽の位置（時刻に應ずる）に依つて知る法、月によつて知る法、北極星に依つて知る法、其他樹木の年輪（杓目）や樹枝の繁茂の状態又は道標等に苔の發生せし部位によりて方位を知ることが出来る。

一、磁石を以て知る法は磁石を水平に保持したとき其藍色の針は常に北を指す。

二、太陽に依る法は正午頃太陽を後にして立つとき其影の生じた方は略北である、又四季を通じて太陽は午前六時頃東に、同九時頃東南に、正午頃南に、午後三時頃西南に、同六時頃西に

ある、時計を水平に保つて針の様な物體を其中央に立て其物體の影と時計の短針とを一致させ其時此短針と十二時の數字との間を等分した線は北である。

三、月に依る法は満月のときは午後六時に東、夜半は南に午前六時頃西にある、上弦のときは右を缺き午後六時に南、夜半は西にある。下弦の時は左を缺き夜半は東に、午前六時に南にある。

四、北極星に依る法は晴朗の夜北斗七星（大熊星）を發見し之より北極星を見出せばこの星は常に北にある。

五、樹木、道標等に依る法は樹枝の繁茂せる方面は概ね南で道標等に苔類の生ずる方向は概ね北で、木の切口即ち年輪の密な方は概ね北である。併し之等の方法は同種のものをお互に比較

してその眞方向を知り又他の方法と併用して以て正確を期せねばならぬ。

ホーエンキョー「望遠鏡」遠距離にあつて肉眼ではよく見えないものを大きくはつきりと見せる様に出来てゐる眼鏡。

ホーエンダンウ「砲煙彈雨」大砲の煙や彈丸の雨戰闘のたけなはなること。

ホーカイセン「防界線」高地の斜面と頂面との交接した線。頂界線ともいふ。

ホーカンク「防寒具」寒さを防ぐに必要なもの。

ホーカンシヨ「賣冠章」勳勞のあつた婦人に賜はる勳章で勳一等から勳八等までである。

ホーカンブ「法官部」軍や師團の司令部内にある一部で法務官(司法官)や録事(書記)等よりなり軍事の司法事項を取扱ひ犯罪者の取調べ軍法會議の審判に當るもの。

ホーカンマクシヤ「防寒幕舎」三十八人二十四幕舎をいふ、之は先づ八箇の幕布を取つて各列四幕より成る二列の形に並列して全部一枚の如くに接合し其中央の四幕は各々第三孔より接合して其遊離幕隅ははねかへして四角形の排煙口を開くものとし、かく接合した八幕布を以て幕舎の屋根として三節を結合して一本とした支杭の四點に植立して之を支持す、屋根が出来上れば其周圍に幕布十二箇を接合して各幕布の下端は杭を以て地上に固定して後周圍に土砂、雪塊等を撒布して之を踏固ためる。又四箇の隅角には對角線に準じて二折した三角幕布を懸張して風向に反する一隅は出入口のため接合しないもの。

ホーギョ「防禦」防ぎまもること、防ぐこと。

ホーギョグン「防禦軍」味方の軍隊、陣地等を防ぎまもる軍隊。

ホーギョジンチ「防禦陣地」防禦のため準備せる陣地。

ホーギョセン「防禦線」防禦する線路。

ホークワンシユ「防空演習」空中より襲撃をを防ぐために行ふ演習。

ホークワンシヨ「防空監視哨」飛行機、航空船等の襲撃を防ぐためにそれを監視する哨兵

ホークワンヘイビ「防空兵備」飛行機、航空船等の襲撃を防ぐための軍備。

ホーコ「奉公」君國のために力をつくすこと。

ホーコガツコ「砲工學校」砲工兵科の少尉を以て學生となし砲工兵各科の勤務に必要な學術を教授する所。

ホーコキョーハクノツミ「暴行脅迫の罪」陸軍刑法に該る犯罪の一つで、上官又は哨兵に對して暴行又は脅迫をなした者、上官又は哨兵以外

の軍人其職務を執行するに當つて之に對して暴行又は脅迫をなした者、多衆集合して暴行又は脅迫をなした者、職務上の權力を濫用して凌虐の行爲をなした者たちの該當する罪科。

ホーコシヨ「方向照準」照準面を所望の點に導くこと。

ホーコソツ「縫工卒」被服の修理をする兵卒。

ホーコチヨ「縫工長」各隊縫工卒及同修業兵の教育指導に任じ被服の修理作業を掌り縫工場を取締るもので經理部の下士。之には一、二、三等縫工長とあり、一等縫工長は曹長、二等縫工長は軍曹、三等縫工長は伍長である。縫工長候補者は八箇月以上在營した現役各兵卒(憲兵上等兵及び輪卒を除く)で再服役を志願した者の中から選抜して陸軍被服本廠に派遣する。

ホーコテンカン「方向轉換」運動方向を一方よ

り他方にかへること。

ホーコーヘンカン〔方向變換〕密集教練に於て各種の隊形で其の方向を變へること、散開せるときに於ても情況上方向を變へることもある。

ホーコク〔報告〕下級者又は下級の部隊より上級者又は上級の部隊へ諸件を申し上げること之には口上、書面、電信電話等ある、何れも簡明確切を期せねばならぬ。

ホーコク〔報國〕國に報ゆること。

ホーシヤ〔砲車〕砲の運搬を便利にするため砲架に車輪を備へたもの。

ホーシユン〔防楯〕火炮の部分の一つで、火炮と砲手とを敵彈に對し防護するもの。

ホーシヨウ〔帽章〕軍帽につける徽章、各兵科は金色の星章で各部は銀色の星章である。近衛師團に屬するものは星章の下に同色の櫻枝をつけ

る。

ホーシヨウ〔砲廠〕火炮及び其材料を藏つておく所。

ホーシヨウエイエイ〔砲廠衛兵〕火炮及び其材料の警戒監視に任ずるもの。砲廠衛兵の守則は概ね左の通りである。

一、砲廠の監視をなして許可なき者を砲廠の附近に近寄らしめず。

二、將校若くは衛兵司令立會の上でなければ彈藥を填實した車輛の箱の蓋を開くことを許さず

ホーシヨウキユウカ〔褒賞休暇〕表彰状を授與せられた者又は模範となるべき行爲のあつた營内居住の兵卒に一人一行爲に對して一日を與へられる休暇。

ホーシン〔砲身〕之には砲口、砲尾、裝填孔、閉鎖錠、被筒、聯接錠、砲腔(腔綫部、藥室、閉

鎖機室)、方向尖標、象限儀駐筒、防塵板に別れてゐる。

ホーセン〔砲戰〕敵味方の砲兵が砲火を交へて相戦ふこと。

ホーダイ〔砲臺〕火炮の陣地を最も堅固にするために築設せる大工事で主として大型の砲(大口徑砲)の砲座をベトン等にて硬固にし肩塔等を設け頗る堅固に構築せるもの。

ホーダイカンシユカシ〔砲臺監守下士〕要塞地帯内にある諸砲臺監守のため要塞司令部附等の下士が官舎を貰つて其地の任にあるもの。

ホーダイジヨ〔繃帶所〕戰鬪間負傷者の治療に任ずる所で衛生隊が之を開くもの。

ホータイホー〔繃帶包〕出戰に際して各人が軍衣の左裾裏に納めて携帶するもので、三角巾一、昇承ガーゼ四、ガーゼ包紙二、被包布一より成

る。之を使用するときは先づ被包布を解いて包紙を破つてガーゼを兩指で撮み物に觸れない様にガーゼを開き指の觸れない處を創に當て、一度開いた繃帶包の中のガーゼは一時に使ひ盡すことを要し、被包布、包紙は創口に用ひない

ホーダン〔砲彈〕火炮の彈丸。

ホードクフクメン〔防毒覆面〕毒瓦斯を防ぐために顔面を覆ふもの。

ホードクメン〔防毒面〕防毒覆面に同じ。

ホーヘイ〔砲兵〕戰鬪の骨幹をなす兵種で大砲の使用して戰鬪するものである。之は使用する砲の種類によつて次の様に分けられてゐる。

一、野砲兵、野戰の砲兵の主なるもので七瓏の野砲を使用し砲は馬が曳く。

二、山砲兵、主に山地に使はれるもので七瓏の

山砲を使用し砲は分解して馬の背に載せ或は馬に曳かす。

三、騎砲兵、騎兵と共に行動が出来るもので砲は野砲と殆ど同じであるが軽快に出来てゐる。

四、野戦重砲兵、榴弾砲を以て野戦に使はれるもので砲は馬が曳くもの自動車で牽引するものとあつて野山砲より口径も大きく威力も大である。

五、重砲兵、要塞又は堅固な陣地の攻防に任じ又海岸重砲兵は敵の艦艇を射撃するに任ずるので、砲は野戦重砲兵よりも更に大で列車に搭載するもの陣地に「ベトン」で据えつけるもの等種々ある。

六、高射砲兵は航空機を射撃するもので陣地に据え付けて其位置で射撃するものと、自動車に牽引されて移動して射撃するものがある。

ホーヘイシヨコチヨー〔砲兵諸工長〕火工長、鞍工長、銃工長、鍛工長の四種とし、各工長共一、二、三等に分れ何れも曹長、軍曹、伍長の階級に同じ、その業務は工長の頭に冠したる文字通りとし、その工卒を教育するを任とす。

ホーヘイジンチ〔砲兵陣地〕砲兵が陣どる場所。

ホーラン〔保籃〕編束物の一種で、編條の要領に準じて圓筒状に作つたもので通常其外徑を約六十瓏とし編組の高さを約八十瓏とするもの。

ホーレイ〔保壘〕陣地を堅固にするため多くの時日人員材料を使つて射撃設備を充分にしたり敵の銃砲火を防ぐ方法を講じたり敵の襲撃を喰ひ止める等一切の防禦設備を施したる臨時築城。

ホーレツ〔放列〕射撃のため其火砲を排列した砲兵の隊形。

ホーレツシヨー〔放列哨〕平時の實彈射撃演習に

於て射弾の方向及び破裂高等を観測し且射撃速度を調査して之を原表に記入せしめ、又發射前には示號標を立てる任にあるもの、其長は將校である。

ホーレツセン〔放列線〕放列に於ける火砲を聯絡した線。

ホーレツフチ〔放列布置〕放列をくばり設ける事

ホカク〔捕獲〕捕へる。ぶんどる。生け捕る。

ホケツシヨシユー〔補缺召集〕平時に於て在營兵の補缺を要するとき臨時歸休兵を召集する事

ホシユー〔補修〕つくらうこと。

ホシユー〔補充〕不足を補ひみたすこと。

ホシユーサギヨー〔補修作業〕損じた部分をつくらう作業。

ホシユーダイ〔補充隊〕出征部隊の後を引受けて人馬、兵器、被服其他諸物件の整理をなし、教

育を施し以て出征部隊の減員を補充し還送、後送人員の整理其他出征部隊のため後顧の患なからしむる如く隊務を處理するための戦時に設けらるゝ部隊。

ホシユーヘイ〔補充兵〕補充兵役に服する兵。

ホシユーヘイエキ〔補充兵役〕兵役の一種で第一補充兵役、第二補充兵役の二つがある、共に其期間は十二年四箇月で第一は其年所要の現役兵員に超過する者の中から所要人員が之に服し、第二は現役に適する者の中現役又は第一補充兵役に徵集せられざる者が之に服す、第一補充兵は簡閱點呼を受け又その一部は教育召集を受ける、細部は各その部を見よ。

ホシヨカン〔補助官〕教育、演習等に於て統監(統裁官)又は主任者の下にあつて上の人を補助する人。

ホシヨカンゴソツ〔補助看護卒〕衛生部の卒で在營三月間に看護卒勤務の大體、主として患者傷者の看護法處置法の一般につき教育を受ける。
ホシヨタンカソツ〔補助擔架卒〕兵卒中擔架術の教育を受けた者で、繙帶所開設に際して補助擔架卒を命ぜられ其銃と背囊を隊繙帶所に置き、白布を右の上膊に纏ひ擔架及び繙帶囊を携へて戦線に前進して傷者の運搬及び救護に任ずる者
ホシヨユソツ〔補助輪卒〕戦時に於て輜重輪卒の缺員を補ふため臨時徵集する輪卒。
ホシヨ〔歩哨〕平時に於ける歩哨（風紀衛兵、衛戍衛兵の歩哨）で戦時に於ける歩哨（陣中勤務の歩哨）とあり、平時に於ては各兵營毎に設くる風紀衛兵と衛戍地の警戒に任ずる衛戍衛兵とより出す歩哨がそれで、戦時に於ては敵に對し最前線にありて敵情を監視する歩哨や、小哨

前哨中隊等の位置に立つ銃歩哨や軍隊が宿營の際舍營衛兵、部隊衛兵を置くかそれより出される歩哨哨兵などがそれである。
 其の任務を大體示せば、
 一、風紀衛兵の歩哨はその位置によつて違ふが營門の歩哨は門の出入を監視しその門附近の見張りをなす、軍旗の歩哨は聯隊長室の入口にありて軍旗、御眞影、勅諭勅語等の守護に任じ、彈藥庫の歩哨は其處を見張りし定められたる者の外其處に近寄らしめず開閉も證を持つ者以外になさしめざるが如き一例である。
 二、衛戍衛兵の歩哨は衛戍地内にある主要建物（彈藥庫、兵器庫）等の保護警戒に當り、定められたる區域を巡行したり又は一地に止まつて監視警戒する。
 三、戦地の歩哨は敵を監視して異狀あらば直に

之を後方（小哨等）に報告して以て味方の軍隊を安全ならしめる、銃前哨は休憩して居る軍隊の直接警戒をする、又宿營の際各衛兵から出される歩哨、哨兵は舍營区内の直接警戒、居住民の行動の監視、舍營区内の安寧秩序の維持や又は軍旗、銃廠、砲廠、車廠、行李等の監視をなす。
 以上の如くであるが何れもすべての徴候や情況に深く注意し、耳と目を充分働かし一生懸命に勤務をせねばならぬ。
ホシヨ〔ガカリ〕（歩哨掛）衛兵司令の命を承けて歩哨の交代を掌り、哨舎の清潔保存に任じ、歩哨をして服裝を正しくし守則を熟知し且嚴密に之を實施さす任にあるもの。
ホシヨ〔ケイ〕（歩小徑）單獨歩兵の通過することの出來る道路。

ホシヨ〔セン〕（歩哨線）前哨線に於ける各歩哨を連結した線。
ホシヨ〔ノイチ〕（歩哨の位置）平時に於ては特に定められた場合又は異狀を認めた場合の外は哨所の位置より三十歩以外の地を行動するを得ず戦時に於ては成るべく充分な展望を有し且上空及敵方に對し遮蔽し得る位置に在ること、之がために要すれば偽裝をなし又樹木、家屋、堆土等を利用し望遠鏡を以て監視するを可とす、又小哨長の命令で工事を施すこともある。凡て高所にある歩哨は火光、焰氣を視、音響を聴くに利あり、夜間低地にあるときは敵を空際に透視し得る利がある。
ホシヨ〔ノケイレイ〕（歩哨の敬禮）敵前の歩哨は一切敬禮せず、上官より質問あるも監視を中止することなく之に答へる、其他の歩哨は次の如

く敬禮をする。上等兵及び之と同級以上の者には總て敬禮を行ふもの、天皇陛下、皇后陛下、皇族殿下、軍旗に對しては著剣捧銃の敬禮をなして且目迎目送するもの、將校、同相當官、准士官、見習士官に對しては捧銃の敬禮で目迎目送する但し著剣してゐる時は其儘行ふもの、下士上等兵及之と同等の者に對しては立銃の儘姿勢を正し頭を敬禮すべき人の方向に向けて之に注目し體の上部を少しく前に傾けて敬禮するもの。軍隊に對しては其隊長に行ひ、夜間は敬禮を行ふ人たることを知つたときは行ふものである。兵卒より敬禮を受けたときは立銃の儘姿勢を正し、頭を向け之に注目して體の上部を少しく前傾けて答禮するもの、歩哨が其職務執行のため已むを得ない場合は敬禮を行はなくてもよろしい、敬禮の方法は哨所の位置に於て（哨

舎内に居るときは外に出ること）敬禮すべき人が數歩傍に近づいた時之を行ふ、動哨で定位置に復する遠なきときは現在の位置に於て敬禮を行ふも妨げなく、複哨は同時に敬禮をすべきである。
ホシヨ一ノシセイ〔歩哨の姿勢〕常に立つて監視するもので命令なくして坐臥したり地物に倚り懸ることなどは出来ない、但し敵兵を發見したとき一時身を蔽蔽せんとするとき又は射撃せんとするときは格別である。
ホシヨ一ノシヤゲキ〔歩哨の射撃〕歩哨は元來敵情を監視して變つた事があれば直に報告するのが任務で交戦するのが本來の任務ではない。従つて無暗に射撃はせぬもので次のやうな場合に止むを得ず射撃をするのである。
一、敵襲があつて若し猶豫すれば危険に陥ると

認めたとときは急劇なる射撃を爲して警報する、此時は効力を顧慮するよりは迅速なることを要するから連續射撃をする。
二、敵の單獨兵又は數人より成る斥候が現はれ効力充分なりと認めたとときは之を射殺する。
三、夜間歩哨に近づく者のあつたとき三度誰何して答へず怪しい事を確めたときは射撃する。
四、歩哨の命ずる所に従はない者があれば之を射撃する。
五、其他歩哨の身が危く射撃によらねばならぬ時。
ホシヨ一ノシゴ一ノホジホ一〔歩哨の銃の保持法〕晝間は立銃若しくば腕に銃（銃口を前にし略ぼ水平に腕に托す）夜間は着剣して擔銃、提銃、腕に銃をする、平時に於て著剣するは夜間又は特別の命令があつた場合に限る。

ホシヨ一ノシユク〔歩哨の守則〕歩哨の守則に一般守則と特別守則とあり、一般守則は時と場所とを論ぜずとの歩哨でも一様に嚴守すべきもので、特別守則とは現地に於て歩哨毎に特別に授けられるものである、故に特別守則は時と場所とに依つて異なるものである。
ホシヨ一ノシユルイ〔歩哨の種類〕風紀衛兵、衛成衛兵の歩哨は何れも一、二等卒が之に服し、單哨（一人）複哨（通常二人）で其の立つべき位置によつて任務が異り第一第二等の番號がついて居る、陣中の歩哨は下士哨と複哨とに分れ其人員は重要な度により哨長以下四人乃至七人とし、時には更に大にすることもある、複哨は二人乃至四人を立哨せしめ、下士哨は通常二人を立哨監視せしめて他は直接其近傍に遮蔽して位置せしめる。

ホソク〔歩測〕夜行に依つて距離を測定すること
 之は先づいつも變らぬ自然の歩法を以て百米の
 長さを何複歩（一複歩とは二歩のこと）で歩む
 かを何回かの練習で決定し、その基準数を記憶
 し置き測らんとする地上の直距離を、練習して
 置いた歩法で計算しつゝ歩み知り得た複歩数を
 百米毎に換算し、端数はその十分の一即ち十米
 にて区分し、更に餘りならば一步の長さ（速歩
 の一步は七五センチ）で計り以て全長を知るの
 である。

ホチヨ〔歩調〕歩行の調子で適當の高さに股を
 上げ、踏み著けた足の腕を伸ばして一定の歩幅
 で行進するその一步の調子をいふ。

ホチヨヤメ〔歩調止め〕速歩行進間に於て行進
 を容易ならしめるために股を高く擧ぐることに、
 踏みつけた足の腕を伸すことを要せず、但し歩

幅速度、姿勢は決して變へない。
ホツキヨクセイ〔北極星〕北極に最も近く輝いて
 る星で、北極より西偏一度十三分であるが其
 位置が不變であるから眞北極と見て大差ない。
ホド〔歩度〕歩行の速度で徒歩は速歩、駈歩に分
 ち乗馬兵は常歩、速歩、駈歩、伸暢駈歩（興歩）
 に分つ、歩兵の速度は一分時間に速歩は百十四
 歩を基準とし、駈歩は約百七十歩とし、騎馬兵
 にあつては一分時間に常歩は百米、速歩は二百
 米、駈歩は三百米、伸暢駈歩は四百米以上であ
 る。

ホド〔歩道〕人の歩く道。車道に對していふ。
ホハハ〔歩幅〕一步の長さ。速歩にあつては踵か
 ら踵まで七十五種で駈歩は約八十五種である。
ホヘイ〔歩兵〕戦闘の主兵として戦場に於て常に
 主要の任務を負擔し戦闘に最終の決を與ふるも

ので、地形及時期の如何を問はず戦闘を實行し
 たとひ他兵種の協同がなくとも獨力で戦闘が出
 来る、主要兵器は小銃、輕機關銃、機關銃、歩
 兵砲、銃剣で外に擲弾筒、手榴彈や拳銃もある
 歩兵科の一兵種に戦車兵がある戦車（タンク）
 を動かして堅固なる敵の陣地を突破して歩兵の
 攻撃前進を容易にする、歩兵の襟章の定色は緋
 （赤）である。

ホヘイガツコ〔歩兵學校〕學生に射撃、戦術及
 通信術等を修得せしめ之を各隊に普及し且常に
 是等諸學術の調査研究を行ひ以て歩兵教育の進
 歩を圖り並携帶火兵機關銃、戦車其他歩兵用兵
 器、器具材料等の研究試験を行ふ所。

ホヘイノセント〔歩兵の戦闘法〕射撃に依
 つて敵を制壓し突撃を以て之を破壊する。
ホヘイホ〔歩兵砲〕歩兵の主要兵器の一で平射

砲、曲射砲の二種類がある。

ホヘイホ〔歩兵砲隊〕歩兵聯隊内にあつて
 歩兵砲と所要の人馬を以て一砲隊を編成する。
 砲隊は之を三小隊に分ち第一乃至第三の番號を
 附し第一小隊は平射砲、第二第三小隊は曲射砲
 で各小隊は第一第二分隊と彈藥分隊とに分つ。
ホホ〔歩法〕歩行の方法で徒歩兵にありては歩
 調、歩度、歩幅の動作を總稱して云ふ。

ホリヨ〔捕虜〕俘虜に同じ。とりこ。

ホンエイ〔本營〕總大將のゐる軍營。本陣。

ホンゲン〔本軍〕二箇以上に軍が分れたときその
 主力軍をいふ。

ホンコ〔本攻〕攻撃に當り主力部隊の攻撃で一
 部隊の助攻に對して云ふ。

ホンジン〔本陣〕本營に同じ。

ホンセン〔本戦〕敵味方兩軍主力の戦闘。

ホンタイ〔本隊〕支隊や警戒隊の分れ出たもの隊。

ホンブ〔本部〕中心の部局で官衙にありては専門特種事項の名稱を本部の上に冠して呼ぶ、例へば技術本部、軍馬補充部本部の如し、軍隊にありては聯、大隊の長の居る所を本部と呼ぶ、例へば聯隊本部の如し、又作戦上の軍隊區分の名稱をも上につけて呼ぶ例へば支隊本部の如し。ホンブン〔本分〕自己の分際として盡さなければならぬ責任。

マ

マクシヤ〔幕舎〕野外に天幕を張つて作つた營舎之れには一人一幕舎、二人二幕舎、三人三幕舎四人四幕舎、六人六幕舎、二十四人十六幕舎、

三十八人二十四幕舎等あり。一人一幕舎は一幕布を以てする一人用の幕舎で以下之れに従ふ。四人四幕舎は夏季炎暑の時に利がある。幕舎構造の注意としては、
一、支柱の下端が地中に埋らない様に其基礎は木片或は石を置くこと。
二、作業は最も静粛且迅速に行ふこと。
三、幕舎は凡て風の方向を顧慮し且各天幕の接合部は雨、雪、風等の侵入を防ぎ得ること。
四、緊張した張綱は交通を妨害しないことに注意すること。
五、天幕材料等は燃焼し易いため火氣に對して充分注意すること。
マコーソツ〔磨工卒〕衛生部の兵卒で衛戍病院等に勤務して醫療器械其他衛生材料の保存、手入取扱等に當るもので上等、一等、二等と三等級

に分れてゐる。

マコーチヨー〔磨工長〕衛生部の下士で衛生材料廠、衛戍病院等に勤務して藥劑官の命の下に磨工卒を役使して醫療器械其他衛生材料の保存、手入、取扱等の任に當り磨工卒の教育、取締をする、准士官は上等磨工長、下士は一等、二等三等磨工長の區別があつて曹長、軍曹、伍長に相當する。

マンキ〔満期〕期間のみつること。

マンキジヨタイ〔満期除隊〕現役兵が在營期間が満ちて歸休すること。

マンキタイエイ〔満期退營〕満期除隊に同じ。

ミ

ミチアシ〔途歩〕徒歩の軍隊が長い行軍をする時

又平素の教練でも行進の疲勞を減ずるとき歩き悪き地面の運動をなすときなどに速歩行進中「途歩」の號令で次の如く歩行する、即ち規定の歩法を守ることなく歩を整ふるを要せず、姿勢を自由にし特別の場合の外は談話し唱歌し喫煙することも許される、途步行進間速歩（駈歩）を爲さしむるには「速歩（駈歩）進メ」の號令をかける。

ミツシユキーヨーレン〔密集教練〕密集隊形を以てする教練。

ミツシユキータイケイ〔密集隊形〕一定の編成に基づいて密集せる隊形で、軍隊の團結力を維持し且つ指揮官の掌握を容易にして、敵火の効力の甚しくない所では成るべく此の隊形を以て停止し運動する、特に夜間にあつては此隊形で突撃を實施することが多い、隊形は各兵種と隊の大

小によつて色々あるが大別すれば横隊と縦隊とである。

ミツシユープタイ〔密集部隊〕密集隊形にある部隊。

ミツリン〔密林〕樹木がよく生ひ茂つた林。

ミナライイカン〔見習醫官〕醫科を修める衛生部
依託學生、生徒が當該學部、學校の課程を卒業したる時、衛生部幹部候補生又は醫師開業免状を持つ年齢三十二年未滿の者で衛生部士官軍醫の志願をなし、採用せられて便宜の歩兵聯隊に配當せられ衛生部士官の勤務を習得する者、身分は一等看護長の階級。

ミナライシカン〔見習士官〕士官候補生が陸軍士官學校本科を卒業して歸隊し曹長の階級に進められて士官の勤務を見習ふ者。

ミナライジユイイカン〔見習獸醫官〕獸醫部依託

學生、生徒が當該學部學校の課程を卒業したる時、獸醫部幹部候補生又は獸醫開業免状を持つ年齢三十年未滿の者で獸醫部士官の志願をなし採用せられて便宜の騎、砲、輜重兵隊に配當せられて獸醫部士官の勤務を習得する者。身分は一等蹄鐵工長の階級である。

ミナライシユケイ〔見習主計〕經理部依託學生が當該學部の學課を修得したる時、又は大學令による大學の法學部經濟學部又は商學部の學課を修め學士と稱することを得るもので年齢滿三十二年未滿の者が、經理部士官を志願し採用せられて歩兵聯隊に配當せられ經理部士官の勤務を修める者、身分は一等計手の階級。

ミナライヤクザイカン〔見習藥劑官〕藥學科を修める衛生部依託學生、生徒が當該學部、學校の課程を卒業したる時、衛生部幹部候補生(藥學)

又は藥劑師開業免状を持つ年齢三十二年未滿の者で衛生部士官(藥劑官)の志願をなし採用せられて便宜の歩兵聯隊に配當せられて衛生部士官の勤務を習得する者、身分は一等看護長の階級である。

ム

ムエンカヤク〔無煙火藥〕植物纖維即ち綿のやうなもの濃厚な硝酸に浸して製する火藥で、通常火藥に比べて數倍の爆發力があつて且つ爆發の際に煙が出ないもの。

ムセンデンシン〔無線電信〕隔離した兩地點に於て双方を連絡する電線を用ひないで電波に依つて通送する電信、之は伊太利人のマルコニが發明したものである。

ムセンデンワ〔無線電話〕隔地間を連絡する電線を用ひないで電波に依つて通話する電話。ラドオは即ち之である。

メ

メイカフタツシキ〔命課布達式〕軍隊に於て將校が新に職務を命課せられたる時(同一部隊内に於て同職務を以て配屬を變更せられたる場合を除く)之を隊内に布達する爲所屬聯(大)隊が整列し聯(大)隊長が布達する式をいふ、聯隊長の布達式には軍旗を樹てる。

メイチュユイ〔命中〕的に彈丸があたること。
メイチュユイキゴイ〔命中記號〕彈丸が命中したことを知らずしるし。標的面上に記した數字に應ずる點數を號旗を以て報ずるもので、白旗を左

とき、太陽に面するとき、雨雪、曇天、降霧又は砂塵飛揚するとき、森林内及び狭長な土地、漸降傾斜の地、目標の背後暗黒なるとき、炎暑、曉方、暮方、一部のみ見える敵兵、膝姿殊に伏姿にて目測するとき。

モクヒヨ—〔目標〕目しるし。目あて。

モクヒヨ—コー〔目標高〕目標の高さ。

モクヒヨ—セツコー〔目標斥候〕射撃目標に關して必要な諸件の偵察に任ずるもの。

モクヒヨ—チ〔目標地〕めあてにする土地。

モクヒヨ—テン〔目標點〕目標にする點。

モクヒヨ—ノシジ〔目標の指示〕射撃すべき目標を示すこと。

モクヒヨ—ノニンシキ〔目標の認識〕射撃すべく示された目標を早く發見了解すること。

モチダシシヨ—〔持出證〕下士以下が營外に物品

を持ち出さんとするときには中隊にありては准士官以上に、其他にあつては關係准士官以上に請求して證明して貰ふ物品の持出證、持出證のない者、又は持出證に記入してある以外の物品を持出す事は出来ない。

モンエイ〔門衛〕門の番人。もんばん。

モンカン〔門鑑〕門の出入を許可した證の印ある札。



ヤガイ〔野外〕のはら。郊外。兵營外の廣場。

ヤガイエンシユ—〔野外演習〕野外にて行ふ演習

ヤガイキヨ—レン〔野外教練〕野外にて行ふ教練

ヤガイキンム〔野外勤務〕野外に於ける勤務。

ヤカンエンシユ—〔夜間演習〕夜中行ふ演習。

ヤカンキンム〔夜間勤務〕夜中の任務に當ること

ヤクザイカン〔藥劑官〕衛生部士官で見習藥劑官

から二等藥劑官又は三等藥劑官に任官せるもの

一等藥劑官は大尉相當官、二等藥劑官は中尉相當官、三等藥劑官は少尉相當官である。

ヤクザイセイ〔藥劑正〕衛生部上長官で、一等藥劑正は大佐相當官、二等藥劑正は中佐相當官、

三等藥劑正は少佐相當官である。

ヤクシン〔躍進〕敵に向つて前進する時損害を少くするため地形地物を利用するか之なき時は運動を迅速にして前進する、而して漸次接近して射撃を開始しては一進一止するその際の前進法は急速なる駈歩又は早駈をするこの前進法をいふ。

ヤケイタズナ〔野繫綱〕野外に於て馬を繋ぐに使用する綱。

ヤケイツナ〔野繫綱〕野外に於て馬を繋ぐとき使用する綱。

ヤケイツナ〔野繫綱〕野外に於て馬を繋ぐとき使用する綱。

ヤコ—グン〔夜行軍〕夜間行ふ行軍で之れは敵に對して我行動を秘匿せんとするとき、狀況に依つて急行、強行を必要とするとき、炎熱時に於て晝間の行軍に代へんとするとき等に行ふもので夜行軍に於て特に注意すべきことは、

一、靜肅でなければならぬこと。

二、前方の者との連絡を絶たないこと。

三、距離、間隔を開かないこと。

四、濫りに隊伍を離れないこと。

五、許可なく談話し喫煙をしないこと。

六、兵器を手より放さないこと。

七、常に耳目を働して指揮官並に敵に就いて注意を怠らないこと。

ヤスクニジンジヤ〔靖國神社〕東京麹町區九段坂

の上にある神社で別格官幣社である。此處には維新以來君國のため戦死又は病歿せる將卒の英靈を合祀してある、又軍人以外に軍屬、警官、看護婦などで國難に殉じた人々の靈をも合祀してあつて神靈實に十二萬三千有餘柱である、祭日は毎年四月三十日及び十月二十三日の兩度で盛大な祭典が施行され、畏くも天皇陛下には御名代又は勅使を差遣はされ、東京に在る軍人、軍隊は悉く参拜する。

ヤセン〔夜戦〕夜間に於てなす戦闘。

ヤセン〔野戦〕廣野に於ける戦闘。

ヤセングン〔野戦軍〕野戦に任ずる軍隊。

ヤセンコーシヤホー〔野戦高射砲〕高射砲の部を見よ。

ヤセンジューホーヘイ〔野戦重砲兵〕重砲を以て野戦に従ふ兵で砲は馬が曳いて運動し得る様に

出来てゐる、又自動車を以て牽引するものもあつて野砲や山砲に比べて口径も大きく重量も多

く威力も大である。

ヤセンジューホーヘイレンドンタイ〔野戦重砲兵聯隊〕之は本部と二箇大隊から成り、大隊は本部

と二乃至三箇中隊より成る。

ヤセンソーク〔野戦倉庫〕戦地に設けた倉庫で糧食、被服等を格納貯蔵する處。

ヤセンタイ〔野戦隊〕野戦に任ずる部隊。

ヤセンチクジヨー〔野戦築城〕戦闘中若くは戦闘前多くは僅少の時間を以て通常現地に存在する材料を用ひて簡單なる方法により施設する諸種の衛工物を總稱し戦場に築設する散兵壕の如き類である、攻撃に用ひる時は攻撃築城、防禦に用ひる時は防禦築城といふ。

ヤセンピョーイン〔野戦病院〕戦地に於て軍隊の

直後に開く病院で各師團毎に設け綱帶所、隊綱帶所及戦隊より直接に來る患者を收療する所。

ヤセンホーヘイ〔野戦砲兵〕野砲を使用して戦闘する部隊。

ヤセンホーヘイガツコー〔野戦砲兵學校〕學生に射撃、戦術、觀測通信術並馭法等を修得せしめ之を各隊に普及し且常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て野戦砲兵及高射砲兵の教育進歩を圖り並野戦砲兵及高射砲兵用兵器、器具、材料等の研究試験を行ふ所。

ヤセンホーヘイシヨージュンユートーシヨー〔野戦砲兵照準優等章〕野戦砲兵の照準手中その技術の優秀なる若干名に授與せらるゝ徽章。

ヤセンホーヘイレンドンタイ〔野戦砲兵聯隊〕之は一本部と三箇大隊とより成る、大隊は一本部と二箇中隊とより成れり。

ヤセンユーピンキヨク〔野戦郵便局〕戦地に臨時に設けた郵便局。

ヤセンヨビビョーイン〔野戦豫備病院〕戦地に於て野戦病院の後に續いて前進して病院を開き、野戦病院と交代して患者を引受け野戦病院をして速に師團に追及せしむる。

ヤツキヨー〔藥莢〕銃砲の彈丸を發射せしむるため必要なる火薬を金屬製の筒につめ其筒の底部に發火装置がしてあつて、之を發火せしめると火薬に火が移り多量の瓦斯を發して彈丸を發射せしむる、その金屬製をいふ、發射せし殺の藥莢を空藥莢といふ。

ヤホー〔野砲〕平射彈道を以て戰場を掃射するを目的とする火砲で口径七十五種、榴散彈、榴彈發煙彈、燒夷彈等を發射する、砲は馬が曳く。

ヤマトダマシイ〔大和魂〕吾々日本國民の固有す

る忠孝節義を重んずる獻身的精神。

㊦

ユ—グン〔友軍〕味方の軍隊。
 ユ—グン〔遊軍〕戦列外にあつて時機を見はからつて味方を援護し又は敵を攻撃する軍隊。
 ユ—ゲキ〔遊撃〕豫め攻撃すべき敵を定めておかないで臨機應變に敵を襲撃すること。
 ユ—ゲキタイ〔遊撃隊〕遊撃を行ふ部隊。
 ユ—コ—シヤゲキ〔有効射撃〕きゝめのある射撃
 ユ—コ—シヤテイ〔有効射程〕發射した彈丸の効力を及ぼす距離。
 ユ—テイ〔遊底〕小銃の一部の名稱で、圓筒、擊莖、擊莖發條、擊莖駐脚、抽筒子、遊底覆の六部よりなる。

ユ—テイヘイサ〔遊底閉鎖〕遊底を閉ること。閉鎖に關しては次の注意を要する。
 一、彈藥を裝填してない時は先づ左手の指を以て受筒飯の後端を壓入すること。
 二、彈藥を始めから藥室に裝入して遊底を閉じないこと。之は抽筒子の瓜を損する虞がある。
 ユ—ド—〔誘導〕誘ひさそうこと。みちびくこと
 ユ—ド—コン〔遊動棍〕輻重車の車輛の名稱の一人で、遊動棍の要部の名稱には、桿箍鎖、輻綱鈎、連綴鈎がある。
 ユ—ド—モクヒヨ—〔遊動目標〕自由に動いてゐる目標。
 ユ—ヒヨ—シヨ—モン〔遊標照門〕小銃にありては遊標に設けある照門。火炮にありては分度せられた線に於て其一分隔よりも小さな部分を測讀し得べき裝置の照門、即ち分度せられた主尺

に沿ふて動かし得る短い副尺の照門。
 ユ—ソ—〔輸送〕はこび送ること。送り出すこと。
 ユ—ツツ〔輸卒〕彈藥、糧食、被服其他の軍用物品を駄馬或は車輛を以て運搬に従事する兵卒。輻重輸卒の在營期間は概ね二箇月。

㊧

ユ—ガイ〔要害〕地勢が險難で敵を防ぎ味方を守るに便利適當な所。
 ユ—ゲキ〔要撃〕待伏せして撃つこと。
 ユ—サイ〔要塞〕國防上重要な土地で、平時より諸般の工藝技術を應用し各種の永久的材料を用ひて最も堅固に設備せる塞で其位置により陸地要塞と海岸要塞とあり。
 ユ—サイシレイカン〔要塞司令官〕要塞所管の

師團長に隸屬して要塞の防禦計畫を擔任して兵器、器具及び營造物を管理し、軍需品の整備に任ずる役目を持つ人で要塞防備の全責任者。
 ユ—サイシレイブ〔要塞司令部〕要塞司令官以下部員の勤務する役所。
 要塞司令部は各要塞所在地にあつて司令官は所管師團長に隸して要塞の防禦計畫を擔任し、要塞附の兵器、器具材料及防禦營造物を管理し軍需品の整備に任ずる、要塞司令部は東京灣、由良、旅順、下關、佐世保、豊豫、基隆、澎湖、對馬、鎮海灣、舞鶴、津輕、長崎、壹岐、永興灣、父島、奄美大島の十七要塞に置かれてある。
 ユ—サイセン〔要塞戰〕要塞の攻撃又は防禦のためめ戰闘。
 ユ—サイホ—ヘイ〔要塞砲兵〕要塞の衛戍として

屯在する重砲兵。

ヨ—シ「要旨」肝要な主旨。

ヨ—ズ「要圖」報告、通報文等の煩雑な字句を省き或は其の意を補足するに用ひられるものであつて、簡単な方法で測圖し、或は地圖の補助に依つて迅速に製作するもの。其の精粗は一に使用の目的に依つて定められるもの。而して其目的に應じ單に必要な事項を簡明に描寫し以て時機に適應せしむることが肝要。

ヨ—ネンガツコー「幼年學校」陸軍將校たることを志願する者の中より陸軍大臣の定むる所により選拔せられたる生徒に陸軍士官學校豫科生徒たるに必要な素養を與へる爲軍事上の必要を顧慮して普通學科を教授し軍人精神を涵養する所である。

ヨ—リヨ「要領」事柄の主な部分又は趣意。要

點。

ヨクシツト—バン「浴室當番」浴場の清潔、備付品の注意、湯を沸かす任にあたるもの。

ヨクソク「翼側」右(左)翼の側。

ヨシユ—シヤゲキ「豫習射撃」實砲射撃の要領を精密に練習して且銃の特性を知らしめるを目的とするもの。

ヨソ—「豫想」あらかじめの推量。かねての想像

ヨテイコード—「豫定行動」豫めきめておいた行動。

ヨテイジンチ「豫定陣地」豫めきめておいた陣地
ヨビエキ「豫備役」常備兵役の一で、期間は陸軍にありては五年四箇月海軍にありては四年で現役を終つた者が之に服する、之は平時は郷里にあつて生業に従ひ戦時事變の際は充員召集、臨時召集を受け又平時に於ても定まつた年に演習

る。

㊦

ラクカク「落角」落點に於て彈道切線と水平面とにてなす角。

ラクゴ「落伍」全隊と同一の行動が出来ずして隊伍からはなれること。

ラクテツ「落鐵」馬匹の蹄鐵が取れること。

ラクテン「落點」銃、砲口を含む水平面と降弧にある彈道との交會點(第二交會點ともいふ)。

ラツパソツ「喇叭卒」喇叭を吹く兵卒。

㊧

リクグンウンユブ「陸軍運輸部」陸軍に屬する人

召集を受けて軍隊に入隊するのである。

ヨビエキシヨ—コー「豫備役將校」豫備役に服してゐる將校で其の服役期間の終期は現役年限年齢に滿つる年の翌年三月三十一日とする、幹部候補生より豫備役士官となつた者の豫備役期間の終期は年齢四十五年に滿つる年の翌年三月三十一日とする。

ヨビタイ「豫備隊」火線を増加し、戦果の擴張に任じ又は敵の攻撃を受ける虞ある側面及び背面を掩護する任にある部隊で歩兵中隊より以上の大きな編成の隊に之を設ける。

ヨビバンバ「豫備鞍馬」豫備となつて居る鞍馬。

ヨレイ「豫令」或る運動をなさしめる號令で如何なる動作をなさしむるかを豫めしらせる號令、例へば、「前へ進め」の號令に於て前へが豫令である、その發唱の要領は明瞭に長くすべきである。

馬物件の船舶輸送及之と聯絡する鐵道輸送の業務を掌り、陸軍に於て所有又は使用する汽船を管理し船舶輸送同補助物件を整備保管し、且必要に應じ其の管理する船舶及搭載の人馬物件に對し檢疫消毒を施行する所、本部は字品にあつて神戸、門司、釜山、大連、太沽、基隆に出張所がある。

リクグンエイジケイムシヨ (陸軍衛戍刑務所) 陸軍軍人軍屬で犯罪をなし公判の結果刑が確定し體刑の者が入所服刑する所、以前は陸軍監獄と唱へた。

リクグンエイジケイムシヨチヨ (陸軍衛戍刑務所長) 衛戍刑務所の長たる人で高等官の軍屬である。

リクグンエイセイザイリヨシヨ (陸軍衛生材料廠) 衛生材料及獸醫材料の模範品、特種品及

戦用具の製作、購買、貯蔵、補給及品質審査を行ひ且外國駐屯の部隊に要する材料の購買補給を掌る所。

リクグンカガクケンキユシヨ (陸軍科學研究所) 兵器及兵器材料に關する科學を調査研究する所、第一部、第二部、第三部を置く。

リクグンカンガ (陸軍官衙) 陸軍省、參謀本部、教育總監部、東京警備司令部、陸軍航空本部、陸軍技術本部、築城部、軍馬補充部、陸軍兵器廠、陸軍造兵廠、陸軍科學研究所、陸軍運輸部、陸軍衛生材料廠、陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、陸地測量部、千住製絨所、陸軍倉庫、要塞司令部、衛戍病院、聯隊區司令部、衛戍刑務所、衛戍拘禁所等である。

リクグンギジュツホンブ (陸軍技術本部) 東京にあつて兵器及兵器材料の審査、剩式統一及検査

を爲し、陸軍技術の調査研究及試験を爲し且其改良進歩を圖り並に之に關し陸軍大臣に意見を具申する所、總務部、第一部、第二部及第三部を置いてある。

リクグンキネンビ (陸軍記念日) 毎年三月十日、之は明治三十八年三月十日日露戦役の奉天會戦で我滿洲軍が大戦利を博した日、此日を以て全戦役間の陸軍記念當時を偲び陸軍の官衙、學校、軍隊共休業して祝祭する。

リクグンキョーシユ (陸軍教授) 陸軍諸學校の教官で高等官の軍屬である。

リクグンケイシユ (陸軍警手) 軍法會議の法廷取締をなすもので判任待遇。

リクグンケイホー (陸軍刑法) 陸軍軍人軍屬の犯罪者に通用される特別の刑法。

リクグンケイムシヨカンシユ (陸軍刑務所看守)

衛戍刑務所の看守で判任官待遇の軍屬。

リクグンケイムシヨカンシユチヨ (陸軍刑務所看守長) 衛戍刑務所の看守長で判任官の軍屬。

リクグンコークーホンブ (陸軍航空本部) 東京にあつて陸軍航空に關する事項の調査、研究、試験及立案、航空兵諸軍隊の航空兵科専門教育の齊一進歩航空に關する器材の審査及其剩式の統一並器材の修理、購買、貯蔵、補給及検査を掌り總務部、技術部、補兵部及検査部からなる。

リクグンシヨ (陸軍省) 海軍省と共に國の軍務行政中央官廳で陸軍大臣は國務大臣たると共に陸軍軍政を管理し、陸軍々人軍屬を統督し所轄の諸部を監督する、大臣官房と七局とからなつて居る、七局とは人事局、軍務局、整備局、兵器局、經理局、醫務局、法務局である。

リクグンソークー (陸軍倉庫) 朝鮮及滿洲駐劄陸

軍諸部隊所要の糧秣、被服、陳營具、衛生材料、獸醫材料及蹄鐵の貯蔵、調辨製造及補給を掌る所で朝鮮龍山、關東州大連の二箇所にある。

リクグンゾーヘイシヨ「陸軍造兵廠」陸軍所要の兵器の設計を爲し並陸軍所要の兵器其他の軍需品及海軍所要の火薬を製造修理し、且一般火薬類を製造する所で造兵廠長官管理の下に東京工廠、火工廠、名古屋工廠、大阪工廠、小倉兵器製造所、平壤兵器製造所がある。

リクグンダイガク「陸軍大學校」才幹ある少壯士官を選抜して高等用兵に關する學術を修めしめ併せて軍事研究に須要なる諸科の學識を増進せしむる所。

リクグンダイジン「陸軍大臣」陸軍に關する軍事行政の單獨官府、陸軍の軍人軍屬を統督し所轄事務を監督するもの。

リクグンチヨバツレイ「陸軍懲罰令」陸軍軍人

軍屬にして其本分に背き又は軍事の定則に違ひ其他軍紀を害し風紀を紊して其犯行が陸軍刑法の罪に該らない者を罰する規則、陸軍軍人軍屬にして陸軍刑法以外の刑に處せられたときは軍事の必要に依り懲罰令に依つて更に處罰せらるることがある、懲罰令を適用せらるる者は、現役に在る者(未だ入營しない者及歸休兵を除く)召集中の在郷軍人、召集に依らず部隊に在つて陸軍軍人の勤務に服する在郷軍人、陸軍所屬の學生生徒(各部依託學生生徒を除く)。

リクグンツウヤク「陸軍通譯」外國語の通譯を必要とする陸軍官衙及各部に勤務する軍屬で高等官、判任官の待遇を受ける、戦時は特に多く要する。

リクグントクムキカン「陸軍特務機關」元帥府、

軍事參議院、侍從武官府、東宮武官、皇族附武

官其他外國駐在員將校生徒試驗委員等をいふ。

リクグンノカクブ「陸軍の各部」經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部の四部をいひ、定色は經理部は銀茶、衛生部は深緑、獸醫部は紫、軍樂部は紺青の襟章を著けてゐる。

リクグンハジメ「陸軍始」毎年一月八日で天皇陛下が東京に在る諸軍隊の觀兵式を行はせ給ひ、各地方では師團長、旅團長、聯隊長が觀兵式を行ふ儀式である。

リクグンヒフクシヨ「陸軍被服廠」陸軍被服品の調辨、製造、貯蔵及補給を掌り陸軍縫靴工長の養成に任じ且被服に關する試験を行ふ處で本廠及支廠とよりなり本廠は東京に支廠は大阪及廣島にある。

リクグンホームカン「陸軍法務官」陸軍の司法官

で陸軍省法務局、各軍各師團司令部の法務部に

勤務し軍法會議の裁判官となる高等官の軍屬。

リクグンホームカンシホ「陸軍法務官候補」陸軍法務官の見習で司法官候補に相當する者。

リクグンリヨーマツシヨ「陸軍糧秣廠」陸軍糧秣品の調辨、製造、貯蔵及補給を掌り、且糧秣に關する試験を行ふ所で、本廠は東京に支廠は大阪及宇品にある。

リクグンロクジ「陸軍録事」裁判所の書記に當り軍法會議の書記の職に當る判任官の軍屬。

リクセンジヨキ「陸戰條規」明治三十二年和蘭國のヘーグに開かれた萬國平和會議に於て議決せられたもので、文明國軍隊の名譽を以て嚴守すべき戰爭の作法。

リクチソクリヨシ「陸地測量師」陸地測量手中其任に適する者で陸地測量部修技所に於て二箇

年以上高等の學科を修業し卒業したる者が任ぜられる高等官の軍屬。

リクチソクリヨシユ〔陸地測量手〕陸地測量部修技所生徒で同所を卒業したる者が任ぜられる判任官の軍屬。

リクチソクリヨブ〔陸地測量部〕陸地測量を施行し兵要地圖及一般の國用に充つべき内國圖を製造修正し其他量地に關する事を掌る所。

リツシヤサンベイゴ〔立射散兵壕〕立射用に構築する通常の散兵壕で、準備した陣地に於ては常に之を構築すべきもので時機切迫の際構築した掩體でも情況が之を許すに到れば立射散兵壕に改築すべきものである。各部の名稱には火線、

臂座、胸墻、内斜面、壕底、後崖、胸墻の厚さ、壕幅、足掛り、照準高がある。各部の幅員は、守兵一人に要する正面幅は間隔共一步、平均照

準高（壕底から火線迄の高さ）は一米三十瓏、胸墻の厚さは通常一米、臂座の幅は三十瓏、火線と臂座との間は二十瓏、壕底の幅の小極は八十瓏内斜面の傾斜は力めて急峻ならしむること
リヤクソリ〔略装〕平常の演習の際等に著用する服装。

リヤクソクス〔略測圖〕簡単な測量器具即ち携帶圖板、圖枝羅針及び複粉尺等を用ひて助手を使用せず距離は専ら步測及び目測に依つて最も迅速に一地圖を測圖したもの。

リヤクダツ〔掠奪〕命令のないのに各人が妄りに物品を奪ひ取ること。

リヤクダツノツミ〔掠奪の罪〕陸軍刑法に該る犯罪の一で、戦地又は帝國軍の占領地に於て住民の財物を掠奪した者、又は此罪を犯すに當り婦女を凌辱せし者、戰場に於て戦死者又は戦傷病

者の衣服其他の財物を褫奪した者、此罪を犯す者人を傷け或は死に致した者は其罪更に重い。

リユースンダン〔榴霰彈〕内部に多數の彈子を填實し複働信管の作用に依つて地上若くは物件に著發し或は空中で破裂するものとあり人馬に對する殺傷力は著大なるを以て野砲兵の重要な彈丸である、又著發榴霰彈は堅固でない建造物に對して破壊力を有してゐる。

リユードン〔榴彈〕内部に多量の作業を填實して彈底信管の作用に依つて地上若くは物體に著達した後爆裂するもので障礙物或は掩護物を破壊し其背後に在る人馬に對して危害を與へるもの

リヨカ〔燎火〕かゞり火。

リヨカイフ〔了解符〕手旗信號の終りに受信者が了解した事を知らすために用ふるもので、兩手を垂直に揚げ平行した儘左右に數回振る。

リヨシヨク〔糧食〕食料、かて。

リヨシヨクジユレツ〔糧食縱列〕食料を輻重車で輸送する部隊。

リヨドー〔糧道〕兵糧を送る道すぢ。

リヨマツ〔糧秣〕糧食。馬糧。

リヨマツシヨ〔糧秣廠〕軍隊に食糧を配給する所。

リヨジヨグン〔旅次行軍〕敵に出會ふ虞のないときに行ふもので主として軍隊を休養することに顧慮して通常警戒隊を設けないもの。

リヨダンシレイブ〔旅團司令部〕旅團長が副官書記と共に居る官衙。

リヨダンチヨ〔旅團長〕旅團指揮官で部下の聯隊を統率した旅團の訓練に任ずるもの。

リンエン〔林縁〕森林の縁端。

リンキシヨ〔隣騎哨〕隣りに在る騎哨。

リンクー「林空」森林の空處。

リンジガイシユツ「臨時外出」一般休日以外に臨時に外出すること、臨時外出を要するときは之を班長を経て中隊長に願出るもので各隊長に於て事情已むを得ずと確認したときは四十八時間以内許可せられる。

リンジシヨシユ「臨時召集」戦時又は事變に際し必要がある場合に於て臨時に在郷軍人を召集すること。又平時に警備其の他の必要により歸休兵又は服役第一年次の豫備兵を召集するを云ふ。

リンジテンコ「臨時點呼」不時に人員検査を行ふもの。
リンシヨ「隣哨」隣りにある哨兵。
リンセツブダイ「隣接部隊」相となりてつゞいてゐる部隊。

リンヘイ「隣兵」相となり合つてゐる兵士。

ルスタイ「留守隊」主力の本部隊が出勤せる後を引き受けて留守をする軍隊。

ル

レイカシユーバンキンム「隷下週番勤務」週番士官につき従つて週番勤務に服するもの。
レイギ「禮儀」禮をつくすみち。あいさつ。
レイジヨ「令狀」命令の書狀。
レイソ「禮装」禮服を著用して威儀をととのふこと。

レイフク「禮服」儀式の時に著用する規定の衣服

レイホー「禮砲」軍隊又は軍艦にて敬意を表すために發射する空砲。

レイホーシキ「禮砲式」紀元節、天長節の祝日又は衛戍地に行幸、行啓、通御せられたとき及び將官著發のとき等に於て敬禮又は奉祝のため晝間行ふ砲發の式、但し野戦砲兵の駐屯する衛戍地に限るもの。

レツテイ「裂蹄」蹄が開裂すること。

レンセツテツ「聯接鐵」輜重車の車輛の名稱の一
レンセンレンシヨ「連戦連勝」しきりに戦つて其度毎に勝利を博すること。

レントアイ「聯隊」軍隊の編制上の名目で、二箇乃至三箇大隊より成つて大佐又は中佐を以て其長とするもの。

レントアイキ「聯隊旗」軍旗に同じ。
レントアイク「聯隊區」聯隊區司令官が其職務を行

ふ區域。

レントイクシレイカン「聯隊區司令官」師團長に隸屬して聯隊區内に於ける徵兵、召集其他在郷軍人、補助兵役者等に關する事項等を掌るもので佐官を以てこれに充つる。

レントイクシレイブ「聯隊區司令部」内地を五十七聯隊區に分つて各聯隊區に聯隊區司令官が一人づゝ置いてある、師團長の管理に屬し當該聯隊區内に於ける次の事務を掌る、

一、徵兵及召集に關する事務。二、在郷軍人の服役及召集に關する事務。三、在郷將校團に關する事務。四、在郷軍人會に關する事務。五、青年訓練に關する一切の事務。

レントイチヨ「聯隊長」聯隊を指揮引率するもので大佐又は中佐をこれに任ずる

レントアイフクカン「聯隊副官」聯隊に屬して軍事

上の庶務を掌る武官。
 レンパツシヤゲキ〔連發射撃〕中隊の六門が各砲車一發づゝ連續に六發を發射すること。
 レンベイ〔練兵〕平時に於て軍隊の進退、行動又は作業を演習して士卒を戦闘に熟せしむること
 レンベイジヨウ〔練兵場〕練兵をする場所。
 レンベイキニョー〔練兵休〕患者の区分の一で、練兵、衛兵其他勞働を要する勤務を休ましめらるるもの。
 レンラク〔連絡〕我軍が相互に自己の状態を詳かにするため相通知し又は目視すること。
 レンラクヘイ〔連絡兵〕行軍縱隊に於て區分せられた各部隊相互間の連絡に任ずるもので通常歩兵が之に任ずる。

ロ―セイ〔狼穿〕障碍物の一種で、鱗次且數列に配置した坑、截頭圓錐狀に設け、坑の底に尖つた杓を植立て敵兵の潛伏を妨ぐもの。
 ロエイ〔露營〕全く露天（天幕を用ふることあり）に宿泊すること、宿泊すべき人家がないか又は戦術上の必要あるときなすもので、前哨に任ずる部隊は通常露營するものである。
 ロエイエイヘイ〔露營衛兵〕露營區域の内外を警戒する衛兵で要點に單哨、複哨又は下士哨を配置する。
 ロエイカ〔露營火〕軍隊が露營の際使用した火。
 ロカク〔鹵獲〕ぶんどる。
 ロクサイ〔鹿砦〕障碍物の一種で、樹幹又は樹枝

の梢端を尖銳にして敵方に向け數列を重ねて地中に植え之を横材等を用ひて固定し又は地中に植直して固定し以て敵の前進近接を阻止するもの、その設置の位置は陣地の直前であるべく敵に發見せられざる如く又容易に敵に破壊せられざる如くする。

ロジヨウソクス〔路上測圖〕縱隊の行進すべき道路及び其附近の地形を簡易迅速に測量した地圖で、道路兩側の幅、測圖の方法竝に精粗は其目的及び状況に依つて定めるもの。

ロテン〔露天〕屋根のない所。野外。

ロボ〔鹵簿〕陛下、殿下の行幸啓の御行列の編成天皇陛下の鹵簿は第一公式第二公式第三公式及略式の四通りで重大の朝儀には第一公式其他の朝儀には第二、第三公式、朝儀に非ざる場合には第三公式又は略式の鹵簿を用ひらる。皇后陛下

下御始め各陛下、各殿下には其場合場合に應じ各公式及略式又は一、二式の鹵簿を用ひさせらる。

ワシントンカイギ〔華府會議〕軍備縮少の目的で亞米利加合衆國の首府ワシントンに於て日本、英吉利西、亞米利加合衆國、佛蘭西、伊太利の全權委員が會合して主として海軍主力艦の制限につき協定決議した會議。

ワナ〔係蹄〕障碍物の一種で、繩を輪狀にし秘匿して之れに觸れれば其脚をひきしぼるもの、之は障得力は充分でないが秘匿することが容易であるから小地域の障碍物として用ひられることがある。

ワラフトン〔藁蒲團〕綿の代りに藁を入れて作つた蒲團。

ワラ

二六六

兵語新辭典 畢

陸軍軍人階級表

大將	親任官		將	各兵科上長官 (佐官)	奏	任	各兵科士官 (尉官)
	勅任官						
	官						
中將	憲兵大佐	步兵大佐	騎兵大佐	砲兵大佐	工兵大佐	航空兵大佐	輜重兵大佐
中將	憲兵中佐	步兵中佐	騎兵中佐	砲兵中佐	工兵中佐	航空兵中佐	輜重兵中佐
少將	憲兵少佐	步兵少佐	騎兵少佐	砲兵少佐	工兵少佐	航空兵少佐	輜重兵少佐
大將	憲兵大尉	步兵大尉	騎兵大尉	砲兵大尉	工兵大尉	航空兵大尉	輜重兵大尉
中將	憲兵中尉	步兵中尉	騎兵中尉	砲兵中尉	工兵中尉	航空兵中尉	輜重兵中尉
少將	憲兵少尉	步兵少尉	騎兵少尉	砲兵少尉	工兵少尉	航空兵少尉	輜重兵少尉

陸軍軍人階級表

二六七

陸軍軍人階級表

勅 任 官	中將	經理部將官 (相當官)	衛生部將官 (相當官)	軍醫總監	獸醫部將官 (相當官)	獸醫總監
	少將	主計總監	衛生部將官 (相當官)	軍醫總監	獸醫部將官 (相當官)	獸醫總監
奏 任 官	一等主計正	經理部上長官 (相當官)	衛生部上長官 (相當官)	一等軍醫正	獸醫部上長官 (相當官)	一等獸醫正
	二等主計正	經理部上長官 (相當官)	衛生部上長官 (相當官)	二等軍醫正	獸醫部上長官 (相當官)	二等獸醫正
	三等主計正	經理部上長官 (相當官)	衛生部上長官 (相當官)	三等軍醫正	獸醫部上長官 (相當官)	三等獸醫正
官	一等主計二等主計三等主計	經理部士官 (相當官)	衛生部士官 (相當官)	一等軍醫二等軍醫三等軍醫	獸醫部士官 (相當官)	獸醫二等獸醫三等獸醫
	一等主計二等主計三等主計	經理部士官 (相當官)	衛生部士官 (相當官)	一等藥劑官二等藥劑官三等藥劑官	獸醫部士官 (相當官)	獸醫二等獸醫三等獸醫
	一等主計二等主計三等主計	經理部士官 (相當官)	衛生部士官 (相當官)	一等看護官二等看護官三等看護官	獸醫部士官 (相當官)	獸醫二等獸醫三等獸醫
				軍樂部士官 (相當官)		一等樂長二等樂長三等樂長

陸軍軍人階級表

判 任 官	各兵科准士官	憲兵特務曹長	步兵特務曹長	騎兵特務曹長	砲兵特務曹長	砲兵上等工長	工兵特務曹長	工兵上等工長	航空兵特務曹長	輜重兵特務曹長
	各兵科下士官	憲兵曹長	步兵曹長	騎兵曹長	砲兵曹長	砲兵一等工長	工兵曹長	工兵一等工長	航空兵曹長	輜重兵曹長
各兵科兵卒	憲兵	步兵	騎兵	砲兵	砲兵一等工長	砲兵二等工長	工兵	工兵一等工長	航空兵	輜重兵
	憲兵	步兵	騎兵	砲兵	砲兵一等工長	砲兵二等工長	工兵	工兵一等工長	航空兵	輜重兵
	憲兵	步兵	騎兵	砲兵	砲兵一等工長	砲兵二等工長	工兵	工兵一等工長	航空兵	輜重兵
	憲兵上等兵	步兵上等兵	騎兵上等兵	砲兵上等兵	砲兵一等卒	砲兵二等卒	工兵上等兵	工兵一等卒	航空兵上等兵	輜重兵上等兵
	憲兵上等兵	步兵一等卒	騎兵一等卒	砲兵一等卒	砲兵一等卒	砲兵二等卒	工兵一等卒	工兵一等卒	航空兵一等卒	輜重兵一等卒
	憲兵上等兵	步兵二等卒	騎兵二等卒	砲兵二等卒	砲兵二等卒	砲兵二等卒	工兵二等卒	工兵二等卒	航空兵二等卒	輜重兵二等卒

常備團隊配備表

第一師團 (東京)										飛行隊					
步兵第一旅團 (東京)	步兵第二旅團 (東京)	騎兵第二旅團 (習志野)	野戰重砲兵第三旅團 (國府臺)	工兵第一隊	輜重兵第一隊	野戰重砲兵第一隊	野戰重砲兵第一隊	騎兵第十聯隊	騎兵第十一聯隊	步兵第五十七聯隊	步兵第四十九聯隊	步兵第一聯隊	步兵第二聯隊	氣球隊	飛行隊
(東京)	(東京)	(習志野)	(國府臺)	(東京)	(東京)	(東京)	(東京)	(習志野)	(習志野)	(佐倉)	(東京)	(東京)	(東京)	(所澤)	(立川)

第二師團
(仙臺)

步兵第三旅團 (仙臺)	步兵第十五旅團 (高田)	步兵第十六聯隊	步兵第三聯隊	騎兵第二聯隊	野砲兵第二聯隊	獨立山砲兵第一聯隊	工兵第二聯隊	輜重兵第二聯隊	步兵第二聯隊	步兵第六聯隊	步兵第十八聯隊	步兵第二十九旅團	步兵第五旅團 (名古屋)
(仙臺)	(高田)	(新發田)	(高田)	(仙臺)	(高田)	(高田)	(仙臺)	(仙臺)	(仙臺)	(名古屋)	(豐橋)	(名古屋)	(名古屋)

常備團隊配備表

常備團隊配備表

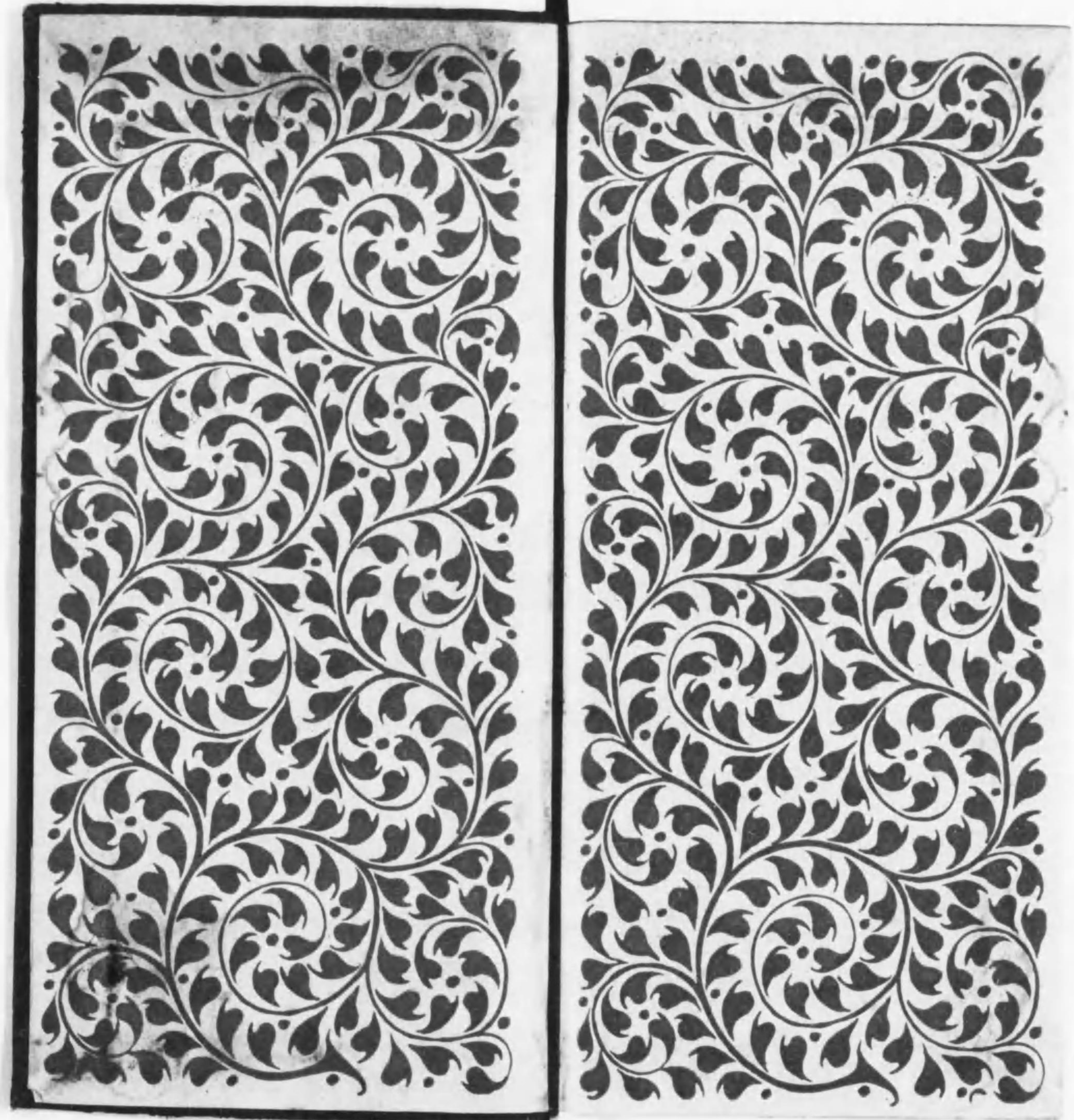
		第三師團 (名古屋)												
		野戰重砲兵第一旅團 (三島)					騎兵第四旅團 (豐橋)					(靜岡)		
步兵第七旅團 (大坂)	步兵第七十八聯隊	飛行	飛行	飛行	輜重	工兵	高射砲	野砲	野戰重砲	野戰重砲	騎兵第二	騎兵第三	騎兵第四	步兵第三
		第七	第二	第一	第三	第三	第一	第三	第三	第三	第二	第三	第三	第三
		聯隊	聯隊	聯隊	大隊	大隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊
		(濱松)	(同)	(岐阜)	(名古屋)	(同)	(豐橋)	(名古屋)	(同)	(三島)	(同)	(豐橋)	(名古屋)	(靜岡)

常備團隊配備表

第五師團 (廣島)										第四師團 (大坂)									
步兵第二十一旅團 (山口)					步兵第九旅團 (廣島)					步兵第三十二旅團 (和歌山)									
輜重	電信	工兵	野砲	騎兵	步兵	步兵	步兵	步兵	步兵	輜重	工兵	深山	野砲	騎兵	步兵	步兵	步兵	步兵	步兵
第五	第二	第五	第五	第五	第十二	第十一	第十一	第十一	第十一	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四	第四
大隊	聯隊	大隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	大隊	大隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊
(同)	(同)	(同)	(同)	(廣島)	(山口)	(濱田)	(福山)	(廣島)	(廣島)	(大坂)	(高槻)	(深山)	(信太山)	(大坂)	(和歌山)	(大坂)	(大坂)	(大坂)	(大坂)

第十四師團 (宇都宮)		野戰重砲兵第二旅團 (小倉)		野戰重砲兵第五聯隊	(小倉)
		野戰重砲兵第六聯隊	(同)		
		野戰重砲兵第二十四聯隊	(久留米)		
		獨立山砲兵第三聯隊	(同)		
		下關重砲兵聯隊	(下關)		
		佐世保重砲兵大隊	(佐世保)		
		鷓知重砲兵大隊	(鷓知)		
		飛行重砲兵第四聯隊	(太刀洗)		
		步兵第二十七旅團 (宇都宮)	步兵第五十二聯隊	(水戸)	
		步兵第二十八旅團 (高崎)	步兵第十五聯隊	(宇都宮)	
		步兵第十五聯隊	(高崎)		
		步兵第十八聯隊	(松本)		
		騎兵第十聯隊	(宇都宮)		
		野砲兵第十二聯隊	(同)		
		工兵第十四大隊	(水戸)		
		輜重兵第十四大隊	(宇都宮)		

第十六師團 (京都)		步兵第十九旅團 (京都)		步兵第九聯隊	(京都)
		步兵第二聯隊	(同)		
		步兵第三十旅團 (津)	步兵第三十三聯隊	(同)	
		步兵第三十三聯隊	(津)		
		步兵第二十八聯隊	(奈良)		
		騎兵第二十二聯隊	(京都)		
		野砲兵第十二聯隊	(同)		
		工兵第十六大隊	(同)		
		飛行重砲兵第三聯隊	(八日市)		
		輜重兵第十六大隊	(京都)		
		舞鶴重砲兵大隊	(舞鶴)		
		步兵第三十七旅團 (咸興)	步兵第七十三聯隊	(羅南)	
		步兵第三十八旅團	步兵第七十四聯隊	(咸興)	
		步兵第七十五聯隊	(會寧)		



終